被告人の人格は一件記録上明白な通りであつて本件により種々なる支障を来たすものである。

三、本件により起訴される迄の間相当日時を経過した事案であり日本の国情も当時とは大いに異り日本も独立し且又物資其の他の交流も国民生活に大なる変化を及ぼして居ることも被告人に対する科刑の上に利益となる状況であると思料するものである。

四、以上の諸点を特に御斟酌の上更に御寛大なる御処分を求め得るものであつて原判決の量刑は不当であると思料せられるものである。

叙上の理由により原判決は破棄せらるべきものと思料するものである。

以上

二

昭和二八年(あ)第四一五号

弁護人上田誠吉の上告趣意

被告人組坂若記

第一点　判決に影響を及ぼす法令違反。

一、本件一審判決は刑訴法第三三八条第四号により公訴棄却の判決をなすべきものであつた。即ち差戻後の第一審第一回公判調書によれば検察官は「差戻前に於ける第一回公判調書記載の検物証第一号及第二号」の取調を請求し、裁判所はこれについて取調べる旨の証拠決定を行つているので、差戻前の第一回公判調書をみるに、右「検物証第一号」とは「三池税関支署長作成の告発書」であることがうかゞわれるが、右告発書は裁判所に提出された旨の記載があるだけで本件記録に偏綴していない。更に右告発書が真に提出せられたものであるならば裁判所において仮に記録に偏綴しない迄も、これを領置して領置調書を作成し（刑訴法一〇一条、刑訴規則四一条）、領置番号を記録上明らかにしておく筈であるところ、その旨をうかゞわしめるに足るものは何もない。

従つて本件公訴につき適式な告発かありたることはこれを記録上知るに由ない。

二、本件公訴提起につき、被告人らを被告発人とし本件公訴事実を（少くともこれを含む）被告発事実として権限ある税関官吏又は税関長から告発あるを要することは関税法九三条ノ二、九五条、九七条等に徴して明らかである。右一所述の如く本件公訴が右訴訟条件を満足せしめるものであるか否かにつき、最も重要な書面たる告発書は、その存在をみとめることができないのであるが、仮に前記公判調書の記載のみによつて告発書か存在し、これが裁判所に提出せられたことがうかゞわれるとしても、右告発書につき公判調書にはたゞ「三池税関支署長作成の告発書」とあるのみであつて、それが誰に対する告発であり、まだ如何なる事実についての告発であるは依然として不明である。

一

三、かくて本件公訴がその手続において適法に行われたとみることができないから、本件公訴につき公訴棄却の判決をなすべきものであつたところこれをせざりし一審判決を支持した原判決は判決に影響を及ぼす法令違反を犯したものであり、これを破棄せざれば著しく正義に反するものである。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼす法令違反かある。

一、原判決は理由「追徴に関する控訴趣意について」において控訴趣意排斥の議論を進めているが、仮に関税法第八三条にいう犯人が共犯者を含むとしても貨物が被告人以外の共犯者（起訴せられざる共犯者）の所有又は占有に係り、被告人の所有、占有に係らないときはこれを被告人から没収することはできないし、共犯者たる共同被告中所有、占有しない者が一人でもいればこれから没収することはできない道理である。

二、本件一審判決はこの点につき「……貨物は孰れも犯人等の所有に係り」と判示するのみで控訴審判決も右の文句を引用して一審判決を支持するのみである。従つて右二つの判決は本件貨物の所有者として認定した「犯人等」とは誰と誰であるかを明らかにしていない。これは明らかに右一所述の理に従わず、共犯者中仮に貨物の所有、占有に関与しない者があつたとしても、他の共犯者が所有、占有していれば、これらの者と連帯して追徴をうける責に任ずべきものと判断しているものと解する他はない。

三、本件貨物の所有関係は記録上必ずしも明白ならず、一審、二審の判決もこの点を明らかにしていないのであるが、所有、占有しない者は共犯者たるとも没収されうべくもなく、従つて追徴をうくべき責も免れないのであつて右二所述の原判決の法令解釈は明らかに誤謬であり、この誤謬を正すべく原判決を破棄しなければ著しく正義に反するに至ることも明瞭である。

以上

昭和二八年(あ)第六一一号

判決

本籍　東京都杉並区善福寺町三六二番地
住居　同都同区同町三五六番地
無職
栗原司三行
大正一四年九月一〇日生

右窃盗被告事件について昭和二七年一〇月二〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人海野普吉、同江橋英五郎の上告趣意第一点について。

論旨は窃盗既遂の時について原判決の下した判断が大審院の判例に違反すると主張する。しかし当裁判所の判例（昭和二三年(れ)六七五号同年一〇月二三日第二小法廷判決、昭和二三年(れ)一一三二号同年一二月二七日第一小法廷判決等）はいずれも、不法領得の意思をもつて事実上他人の支配内にある物件を自己の支配内に移したときは茲に窃盗罪は既遂の域に達するものであつて、必ずしも犯人がこれを自由に処分し得べき安全な位置におくことを必要としない、としている。本件において原判決は、「被告人が杉本敦のズボン右後ポケット内より判示財布を抜きとりこれを被告人の手中に収めた」と認定して

昭和二九年六月二九日判決　昭和二八年(あ)第六一一号

昭和二九年六月二九日判決　昭和二八年(あ)第六一一号　二

いる。この事実は判例のいわゆる「自己の支配内に移した」ことを意味するものと認められる。従つて原判決がこれを窃盗罪の既遂としたことは判例に違反するものでなく、論旨は理由がない。

同第二点について。

量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二九年六月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二八年(あ)第六一一号

被告人　栗原司行

弁護人海野普吉、同江橋英五郎の上告趣意

第一点　原判決は法令の適用を誤り、大審院の判例と相反する判断をした違法がある。

原審に於て、弁護人は

仮に被告人が窃盗を行つたものであつたとしても、本件財布は被害者の占有を離脱しておらず又被告人は完全に財布を自己の所持内に移転していないのであるから、窃盗未遂を以て処罰すべきであり、窃盗の既遂を認むべきではない。

と主張した。（控訴趣意第二点）

然るに原判決は、

原判決挙示の証拠によれば判示日時判示車内において被告人が杉本敦のズボン右後ポケット内より判示財布を抜きとりこれを被告人の手中に収めた際右杉本敦がこれに気ずき被告人の手を捉えて引き戻し被告人の手にしていた財布を取り戻したものであることが認められるから、右は窃盗の既遂であつて所論のように未遂を以て論ずべきではない。

と判示し、本件財布の所持移転の有無――即ち、従来の大審院の判例とせられて来た、窃盗の既遂時期に関する判断――については何等明確に判示する所なく簡単に之を却けている。

従来の大審院判例によれば

窃盗罪は他人の占有せる自己以外の者の所有物を奪取するに因り成立す。而して所謂奪取ありとするには他人の実力的支配内に在る窃盗罪の対象たる物を自己の実力的支配内に移し之を排他的に自由に処分し得べき状態に置く行為あるを以て足り

るとされている。（大審院大正一二年㈹第九二四号同年七月三日、同大正一三年一〇月三日判決）

二

ところで本件に於て、被告人が財布を排他的に自由に処分し得べき状態に置く行為を以て自己の実力的支配内に移したものと云えるであろうか。

原判決は

証拠によれば、被告人が杉本敦のズボン後ポケット内より判示財布を抜きとりこれを被告人の手中に収めた際杉本敦がこれに気づき……

として、恰も法律上所謂窃取行為が完成した後初めて被害者の感知する所となり、「被告人の手にしていた財布を取り戻した」かの如き事実が認定できるとしているが、この点に関する唯一の直接証拠である杉本敦の証言によれば、

ズボンの右ポケットに入れておいた定期券入財布を掏り取られる様な感じがしたので右手を後に廻し財布を追いかける様なつもりでいた所手と財布を握った

というのであり、この証言からは被告人がポケットに手を入れ財布に手をかけた（実行の着手）との事実は認定できても、未だ財布を自己の実力的支配内に移し、排他的に之を自由に処分し得べき状態に置いたとの事実は絶対に認定し得ぬ所である。而も原判判は被告人が「被告人の手中に（財布を）収めた際手を捉え」られたというのである。してみれば、原判決は被告人が何時財布を「排他的に自由に処分し得べき状態に置いた」というのであろうか。手中に収めただけでは唯窃取行為の実行の着手があつたというにすぎず、之をポケットより取出し被害者の占有を完全に離脱せしめ自由に処分し得べき状態においた時初めて実行行為は完成し窃盗の既遂となるのである。

本件は被告人の窃盗を認めたとしても、窃盗の実行の着手はあつたが、その目的を遂げなかつたものとして当然窃盗未遂を以て処罰すべきであつたのである。

結局原判決は、未遂罪の規定を適用すべきに拘らず、之を適用しなかつた違法があり且つ之は従来の大審院の判例と相反する判断と云わねばならない。

この点に於て原判決は破棄せらるべきである。

第二点　原判決の刑の量定は甚だしく不当であり、之を破棄しなければ著しく正義に反するものと考える。

原判決は弁護人の量刑不当の控訴趣意を排斥し懲役一年の実刑を科した一審判決を支持した。

然しながら、弁護人は、本件が仮に被告人の犯行であつたとしても被告人に対し懲役一年の実刑を科さなければならぬ根拠は全くないと考える。

本件犯行の態様から云つても、何等実害のない犯行に終つたのであり（僅か定期券一枚在中の財布である）掏摸犯罪といつても悪質とせられる集団的暴力的なものでもなく、又被告人には何等前科もなく、常習性も認められないのである。而も被告人のおかれた畑境に質朴なる老父の監督の下に恵まれた境遇にあり、再び犯行を反覆せしめる様な条件は何等存しないのである。被告人に対し当然刑の執行猶予を与えて然るべきものと考えられるのである。

原判決言渡後被告人は保釈を許可せられたのであるが、被告人は保釈後は、父親の下で家事をはげみ、裁判所に対する近況報告も亦欠かさず、真面目に更生の道を進んでいるのである。この被告人に対し今更実刑を科すこと自体、数十万円に及び横領事件、数百万円に及ぶ贈収賄事件が執行猶予の裁判をうけている数多の事例に比較して、著しく刑の権衡を失したものと考える。

原判決の刑の量定は之を破棄しなければ著しく正義に反した不当に過重な刑であると思料する。

以上

三

昭和二八年(あ)第六八五号

決　定

本　籍　東京都文京区湯島新花町九七番地
住　居　栃木県河内郡雀宮村関工社宅東二一〇番地
養鶏業　池田恵四郎
大正一〇年一月一七日生

右の者に対する窃盗、横領、傷害被告事件について昭和二七年一二月一日広島高等裁判所松江支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人篠田嘉一郎の上告趣意（後記）第一、第一点について。

論旨は、第一審松江地方裁判所が傷害罪の公訴を受理審判し、原審が控訴を棄却したことは刑事訴訟法の規定に違反するのみならず違憲であると主張する。しかし、憲法違反と主張するだけであつて、原判決の如何なる判断が憲法の如何なる条項に違反するかを具体的に示さないばかりでなく、その実質も単なる訴訟法違反の主張に止まり刑訴四〇五条の事由に当らないので上告の適法な理由とならない（数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属するときは、上級の裁判所は下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができ〔刑訴五条一項〕同一事件が事物管轄を異にする数

昭和二九年六月二九日決定　昭和二八年(あ)第六八五号

個の裁判所に係属するときは、起訴の先後を問わず上級の裁判所がこれを審判する〔刑訴一〇条一項〕のであるから、松江地方裁判所が同裁判所に起訴された窃盗及び恐喝未遂事件と松江簡易裁判所に起訴された傷害事件とを併合審判したことは、刑訴法に違反しない)。

同第一、第二点について。

論旨は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(所論静岡簡易裁判所に起訴された傷害事件は、略式命令の謄本が送達されなかつたこと所論のとおりとすれば、昭和二八年八月七日法律一七二号刑訴法の一部を改正する法律附則八項の規定により公訴の提起はさかのぼつてその効力を失つたのであるから所論のように今なお静岡簡易裁判所に繫属するものではない)。

同第二について。

所論は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六項一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年六月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善　太　郎

昭和二八年(あ)第六八五号

被告人　池　田　恵　四　郎

弁護人篠田嘉一郎の上告趣意

第一　原審に於て被告人に対する傷害罪の公訴を受理し、有罪の判決を宣告したことは刑事訴訟法の規定に違反するのみならず憲法違反である。

第一点　傷害罪に対しては第一に昭和二十六年十月二十七日静岡簡易裁判所に略式命令による提訴があり、同裁判所はその当時略式命令の裁判をして居る。その後昭和二十七年六月二十一日同一事件につき松江地方裁判所に更に提訴したものである。

刑事訴訟法第十一条の規定によれば本犯罪の審判をする裁判所は最初に公訴を受けた静岡簡易裁判所であつて、松江地方裁判所にはその裁判権がないから松江地方裁判所は刑訴法第三百三十九条第一項第四号により公訴棄却の裁判をなすべきものである。即ち

(1)　検察官の第二の起訴は訴訟法に違反すると同時に被告人の基本的人権を侵す違憲処分である。

(2)　松江地方裁判所が右の公訴を受理し有罪の審判をなし、原審がその控訴を受理して控訴棄却の審判をしたことは前示訴訟法の規定に違反する不法の裁判である。

第二点　被告人に対する本件傷害罪の公訴事件は今尚静岡簡易裁判所に繫属して居る。

(1)　略式命令の請求書は被告人に送達することを要しない。従つて刑訴法第二百七十一条の規定の適用を受けない。これは同法第四百六十二条、刑事訴訟規則第二百八十七条、第二百八十八条により被告人は公訴提起前にその公訴の事

実を告知せられ、略式命令を発せらるることに異議なかつたことを確かめた上で提訴するからである。

(2) 略式命令書の謄本はこれを被告人に送達すべく、その送達が出来なかつたときは、これを検察官に通知すべきことに規定せられて居るが、この場合において検察官は被告人の所在を調査し極力その送達に努力すべく公訴を取消すことは出来ない。何となれば公訴事実につき既に裁判があつたものであるからである。尚該命令謄本の送達が出来ないからといつて刑訴法第二百七十一条の規定を準用せんとするが如きは違法であつて寧ろ違憲である。それは刑訴法第五十四条送達の方法を規定するに当り、民事訴訟法公示送達に関する規定の準用を除外した結果で、これも人権擁援の一端である。

殊に本件に於ては被告人は他の犯罪事件で勾留せられて居るから前示略式命令の送達は可能であるに拘らず、検察官はその措置を執らざるのみならず却つて重複の起訴を敢てしたものである。一面から言えば公訴権の濫用である。同時に亦略式裁判の冒瀆である。

第二　原判決の刑の量定は甚しく不当である。

第一審判決は被告人に対し前掲傷害罪をも含めて懲役二年六月を宣告し、原審はこれを認容して控訴棄却の宣告をした。が傷害罪の起訴は前項に指摘した如く不法であるのみならずこれを審理判断し、その他の犯罪事実も誠に軽微なもの許りであるのみならず、犯罪は平和条約締結に伴う恩典、被告人が不法の病患に悩んで居る現状を参酌すれば、仮令被告人に前科があるとしてもその量刑は大に軽減せらるべきものである。然るに原判決はあまりに前科のあるのに膠着して著しく過重の量刑をしたものと言はなければならぬと思考する。

依つて諸般の情状を斟酌せられ適当に刑の軽減を賜はり度い。

以上

二

昭和二八年(あ)第五三七四号

判決

本籍並びに住居　静岡県磐田郡南御厨村和口三〇三番地　農業　村松勝　明治三六年九月二八日生

本籍並びに住居　同県同郡福田町福田一五〇六番地の二　会社員　寺田龍平　明治三六年九月二〇日生

本籍並びに住居　同県同郡袖浦村駒場三七六五番地　農業　早川定市　明治二九年三月一五日生

本籍　同県周智郡山梨町上山梨八二九番地

住居　同県磐田市中泉西町三四六番地　政治家秘書　清水一芳

昭和二九年六月二九日判決　昭和二八年(あ)第五三七四号

昭和二九年六月二九日判決　昭和二八年(あ)第五三七四号

二

本籍並びに住居　同県浜名郡篠原村篠原三八四二番地の一
農業協同組合長　鈴木光次　大正一〇年一二月二三日生
明治三一年一一月一七日生

右の者等に対する公職選挙法違反被告事件について昭和二八年一〇月九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

弁護人玉沢光三郎の上告趣意第一点について。

原判決は、被告人清水一芳と同村松勝との間の所論金員の授受について、右は「共謀者内部の関係における金員供与実行のための準備的行動にすぎないものと言うことはできない」と判示しているのであつて、共謀者間の準備行動と認定し乍ら、なお公職選挙法二二一条一項一号または四号の罪が成立すると判示した趣旨ではない。従つて、所論判例違反の主張は理由がない。

同第二点は量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年六月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

昭和二八年(あ)第五三七四号

弁護人玉沢光三郎の上告趣意

右公職選挙法違反被告事件につき、左記の通り上告趣意書を提出します。

原判決には後記の通り大審院判例及び高等裁判所判例と相反する判断をした違法があり、また量刑甚しく不当で、著しく正義に反すると認められるので破棄さるべきであると思料する。

被告人　村松勝
同　清水一芳
同　寺田竜平
同　鈴木光次
同　早川定市

第一点　本件公訴事実中、昭和二十七年九月一日可睡斎において、被告人清水一芳と被告人村松勝との間において、現金三万五千円が授受された事実（判示第一の(一)、第三の(一)）に関し、第一、二審判決はいづれも、被告人清水につき、公職選挙法第二百二十一条第一項第一号の供与の罪、同村松につき、同条第一項第四号の供与を受けた罪の各事実を認定し当該法条を適用処断している。然るところ被告人清水一芳、同村松勝両名の第一審における質問調書、両被告人等の検察官及び司法警察員に対する各供述調書並びに第二審における同被告人等の質問調書の各記載を綜合検討してみると、被告人清水は候補者足立篤郎の秘書、被告人村松は自由党磐田支部総務の地位にあり、いづれも同候補者の支持者であつたところ、昭和二十七年九月一日寺院可睡斎において開催された同候補者の推薦会に、右被告人両名とも出席し、被告人清水は

出納責任者の補助、同村松は磐田郡南部地区の南御厨村、御厨村、於保村、長野村、十束村、袖浦村、井通村等七ヶ村の運動責任者に選ばれたことが認められる。しかして更に、被告人村松の選挙運動責任範囲である右各村には別にそれぞれ足立候補の選挙運動を代表する責任者が選ばれ、長野村においては原審相被告人石川碕司、十束村においては同佐藤圭一郎、於保村においては同磯部幸一、御厨村においては同新貝国男、井通村においては同高須義男、袖浦村においては同早川定市が選ばれたのであるが（第一審判決書中第四乃至第九の各冒頭の記載参照）、これ等選挙運動責任者に各居村内における選挙運動の実費を支給しおく必要を感じた被告人清水は右会合終了後可睡斎別室において右七ヶ村全体の責任者である被告人村松にこれを諮り、前記各村の責任者に該実費として金五千円宛を交付することを決した上、被告人村松において前記石川碕司等に該金員を交付することとなり、同所において被告人清水より被告人村松に対し、これが資金として一村あたり五千円の割合にて合計金三万五千円を引渡したこと、また被告人村松は右趣旨に基き第一審判決書中、第三の㈡(1)乃至(6)、第四乃至第七、第八の㈠、第九の㈠(1)各記載のとおり右石川碕司等六名に各金五千円を供与したことが認められる。要するに第一審判決中の判示第一の㈠及び第三の㈡の金員授受は被告人清水同村松が選挙運動者石川碕司等に供与することを謀議し、該謀議に基きその供与資金として両者間に受渡しされたものに帰するから少くとも現実に右選挙運動者等に供与された部分に関しては、単に共謀者内部の関係における金員供与実行のためにする準備的行動に外ならないものと解すべきである。しかして共謀者間における供与資金授受の行為は、それのみでは公職選挙法第二百二十一条第一項第一号又は第四、五号に該当するものでないことは勿論、何等の犯罪を構成するものではないことは、大審院及び高等裁判所の判例（大審院判決昭和九年四月十六日判例集第十三巻第六号四八五頁、昭和十二年六月二十二日判例集第十六巻第十二号九八四頁、同年七月九日判例集第十六巻第十四号一〇九七頁、高等裁判所判決東京高裁昭和二十六年(う)第三六二五号第十四刑事部昭和二十六年十月十日高裁刑集四巻第十二号一六三〇頁の示すところである。従て原判決が判示第三の

㈡(1)乃至(6)の各選挙運動者に供与した金員の被告人清水同村松間の授受をもつて、判示第一の㈠第三の㈠記載のとおり供与をなし、或は供与を受けたものとし、これに公職選挙法第二百二十一条第一項第一号又は第四号に当るものとして処断したのは前掲判例に相反する判断をしたこと明らかであつて、この点において破棄を免れないと思料する。

第二点　原判決は、その科刑が重きに過ぎるものとして破棄さるべきである。

本件記録特に各被告人等の検察官及び司法警察員に対する供述調書の記載を綜合検討すると、本件の事犯は所謂投票買収又は運動報酬とゆうような悪質重大な所為とは認められない。例えば被告人清水から被告人村松に交付された三万五千円の如き一村あたり五千円とゆう如く、現下の貨幣価値から見れば極めて少額のもので、しかも一ヶ村全体の選挙運動の実費として支給されたものであることが充分窺知される外、授受された金員は概ね選挙運動の実費の域を出でないもので、投票買収費でないことは勿論、運動に対する報酬とすら認め難い極めて少額のものに過ぎない。又供与を受けた者の現実の費途をみても車馬賃、通信費、食事代等の外同志の会合の際における茶菓子代等に充当されているのであつて、供与の罪又は供与を受けた罪に該当するとしても、極めて軽微な行為であり、形式犯類似のものである。又被告人等はいづれも居住町村の有力者で、被告人清水は候補者足立篤郎（現衆議院議員）の秘書寺田竜平は現在は一切公職を退いているが福田町における篤志家、被告人村松勝は南御厨村村議会議員副議長、被告人早川定市は遠州灘海区調整委員会委員、被告人鈴木光次は静岡県農業共済組合理事であるなど、県下における指導的立場にある有為な人物のみである。従て被告人等が本件により社会的政治的活動の第一線より後退を余儀なくされるときは、各町村に及ぼす打撃は看過し得ない程重大なものであると認められる。今や被告人等は事件に対する責任の重大さを深く反省し、累ねて同種違反行為を為さないよう充分戒心しているばかりでなく、今後は積極的に公明選挙を推進することに努力を払わんとしていることは一件記録に徴し明らかに窺知される。敍上諸般の事情を考慮するときは被告人等に対しては極めて軽い刑を科し、且つ政治活動の余

地を与えるため、公民権不停止の宣告をするのが妥当であると認められるのに原判決は、主文掲記のとおり重い刑を言渡し、且つ選挙権、被選挙権不停止の宣言をしなかつたのは明らかに失当である。殊に同一選挙において同一選挙区より立候補した他の候補者関係の同種事件が第一、二審とも本件と同一の裁判所（但し裁判官は異る）に各繫属し、それぞれ判決の言渡（川島利平外十一名に対する東京高等裁判所第五刑事部判決、昭和二十八年八月五日言渡、記録八二〇丁、乃至八二三丁、小野利貞外五名に対する同裁判所第二刑事部判決、昭和二十八年五月二十二日言渡、記録七九一丁乃至七九二丁参照）があつたが、本件と比軽し、犯罪の情状等において何等径庭の認められない。これ等事件については全員に対し選挙権被選挙権を停止しない旨の宣言がなされているのに、ひとり、本件被告人等についてのみその宣言をしていないのは権衡を失するも甚しく正義公平を維持すべき、裁判の本旨にも添い難いものであると思料する。

以上

昭和二八年(あ)第八五七号

決定

本籍並びに住居　岡山県浅口郡船穂町大字船穂五五四六番地

農業　石井保　昭和七年一月一七日生

右暴行、道路交通取締法違反被告事件について昭和二八年一月二〇日広島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人裾分正重の上告趣意第一点について。

上訴審において原判決を破棄し自判する場合においては、その自判する時を標準として少年法五二条を適用すべきや否やを決すべきであるが（昭和二六年(あ)第一二四一号同年八月一七日第二小法廷判決集五巻九号参照）控訴審が控訴を理由ないものとして棄却する場合においては、第一審判決時を基準として被告人に少年法を適用するか否かを決すべきものと解するを相当とする（昭和二六年(あ)第三一一一号同二八年一月二七日第三小法廷判決参照）から原判決には所論判例違反並びに法令の適用を誤つた違法はない、論旨引用の判例は少年であるかどうかは犯罪時の年令を標準とすべきであるとの論旨に対し裁判時を標準とすべきであると判示したものであつて本件に適切でない。

昭和二九年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第八五七号

昭和二九年六月三〇日決定　昭和二八年(あ)第八五七号

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年六月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第八五七号

被告人　石井保

弁護人裾分正重の上告趣意

第一点　原判決には最高裁判所の判例と相反する判断をした違法がある。

昭和二十四年九月二十九日最高裁判所第一小法廷は「少年法第五十二条の適用を受ける少年であるかどうかは、判決言渡の時の年齢を標準として定める」べきことを判示した。被告人石井は一件記録に明瞭なる如く昭和七年一月十七日生であつて、原審言渡時には既に少年法に所謂成人に達して居り、前記判例に照せば定期刑を科すべく不定期刑であつてよい筈はないのである。

そもそも少年法が少年を成人と区別して取扱ふ所以のものは少年が未成熟であり、社会に対し充分な適応性なく、抵抗力が弱いといふ点に着目するからであることは勿論であるが更に年齢的にみて矯正教育が最もその効果を期待されるからである。そこには単なる応報の観念によつて最早把握し得ない教育的な合目的々な意図が看取出来るされば少年法が少年として成人より限界づける二十歳といふ年齢の枠は処理時が標準となるべきこと勿論である。

現行刑事訴訟法の控訴審が事後審であり、従つてまた控訴審においては、第一審の裁判言渡後に発生した事実は同法第三百八十三条第一項の場合を除きこれを裁判の資料にすることが出来ないことは同法第三百七十七条乃至第三百八十四条、第三百九十二条、第三百九十三条の規定に照し明白である。之を本件にみるに被告人石井が第一審判決言渡当時少年であつて、その成人になつた事実は第一審判決言渡後に発生した事実であるから、控訴審が事後審である性格上被告人が、成人になつた事実は控訴審においては、裁判の資料にしてはならないかの如く見ゆる。然し被告人が第一審判決言渡後に成

人になつた事実は自然的事実又は社会的事実ではなく、法律によつて作成せられたる事実である。そもそも控訴審の資料となし得ない事実は第一審判決後生じたる自然的事実または社会的事実である。法令により作成せられたる事実（法令にあてはめて評価を経たる事実）は、第一審判決言渡後に生じたる事実といえども控訴審の判決の資料となし得ること既に刑事訴訟法第三百八十三条第二号の明定するところであり、加之本上告趣意書に於て争はんとする年齢の点の如きは刑事手続における訴訟物たる罪となるべき事実即ち対立当事者によつて判断の資料を提出さるべき左様な性質のものではなく、裁判所が職権で以て証拠資料を蒐集し判断すべき事項に属する。したがつてかゝる事実については証拠能力の規定の適用なく、第一審後に生じた事実でも、第二審が事後審たることに名を藉りて判断の資料にしないといふことは許されない。まして不定期刑が少年に科される根拠が前述の如き合目的的な点にあることを併せ考へるならば原審がその裁判言渡時に既に成人に達してゐる被告人に対して尚その年齢を無視して第一審の不定期刑を維持したことは、全く不当と言ふの外ない。而も少年法第二条の示す年齢限界は手続規定であつて一般法たる刑事訴訟法に対する特別法たるの地位に立つのである。かく観じ来たる時原判決が前示判例の趣旨を没却したるは勿論更に判決に影響を及すべき法令の違反が存し之を破棄しなければ、著しく正義に反するものと認められるのである。

以上

昭和二七年(し)第三三号

決定

加古川市別府東社宅権炳学方

抗告申立人　金　正　気

金山正気こと

右申立人にかかる傷害被告事件について昭和二七年五月二日神戸地方裁判所姫路支部のした異議申立却下の決定に対し申立人から特別抗告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件特別抗告を棄却する。

理由

本件特別抗告理由は、原決定の違憲を主張するけれども、その実質は申立人にかかる傷害被告事件の原審公判廷において、傍聴人が大声を発し審理不能となつたことを理由として傍聴人全員に退廷を命じた裁判官の訴訟指揮は違法であると主張し、また、被告人が朝鮮人であるから充分の資料に基いて日本語を使用せしむべきか否かを判断すべきに拘らず、これを怠り日本語を使用せしめようとしたことは法令に違反すると主張するのであつて、いずれも単なる訴訟法違反の主張に帰し、刑訴四三三条所定の特別抗告理由に該当しない。

よつて同四三四条四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年六月三〇日

最高裁判所第二小法廷

昭和二九年六月三〇日決定　　昭和二七年(し)第三三号

昭和二九年六月三〇日決定　昭和二七年(し)第三三号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

二

昭和二七年(し)第三三号

特別抗告状

被告人　金正気

右に付左の通り特別抗告をする

抗告の趣旨

昭和二十七年五月二日神戸地方裁判所姫路支部法廷に於て同裁判所が被告人に日本語を使用すべき事を命じ、且つ傍聴人に全部退席すべき事を命じたるに対し弁護人の為したる異議に付同裁判所の為したる異議却下の裁判は取消すとの御裁判を求める

理由

一、被告人は朝鮮人である、公判開廷と同時に被告人は朝鮮語でしきりに何か発言した（朝鮮語を使て裁判して貰ひ度いとの要求であつた）裁判所は何んの事だか何んにも判らん、ままに発言を禁した。これが再三繰返へされた。傍聴席も又殆んど全部朝鮮人であつた、被告に呼応して、ヤカマしく朝鮮語で発言した（朝鮮人の裁判には朝鮮語を被告に使用せしむべきだとの意味であつた）

裁判所は被告人が日本語に通してゐるか何うかを知る為に弁論人及検事に二、三、の質問を為したる上、日本語を以てすべき旨を命じ訴訟を進行し、

且つ傍聴人のヤカマシキ発言で法廷ソーゼンとしたのに対して傍聴席全員の退廷を命じた

二、そこで弁護人は

イ　被告は朝鮮人である、一応日本語には通しないものと考へるべきであつて、これに日本語を使用せしむる為には、被

一

告人が日本語に通してゐる事を認めるに足る充分な資料によらねばならん単に弁護人や検事の意見乃至は進言を便よりにして事を決する事は単に法律違反であるのみならず憲法の保障す表言の自由を侵すものである

ロ　仮に被告が日本語に通して居ても被告人の属する国家の独立を尊重する意味に於て朝鮮人が朝鮮語を使用する事は、単に表現の自由を乱用するものと云へない以上裁判所法、刑事訴訟法の用語に関する規定は憲法第二十一条と調和するやう解釈せられなければならないのであつて裁判所の此点に関する訴訟指揮に関する裁判は違憲である

との意味に於て異議を述べ且つ

ハ　傍聴人を退席せしめた事に付ても、つまりは用語の問題に付被告人を支持してゐるのであつて、同胞のよしみとしてもとより当然の事であるのみならず、前述の如く裁判所の此点に関する配慮充分被告人に親切なる（人民の公僕的）ものでない事と考へ合せて、傍聴人のサワグ事こそ、道理であつて、裁判所が、徒らに事を弾圧的に処理しようとしたことこそ考へなければならない。

斯く考へて来ると此退廷を命じたる裁判これ又大変な弾圧的なもので決して客観的に人を納得せしむるやうな理由がない、則ち客観的な充分な理由がないのに傍聴人を退廷せしむる事は憲法第八十二条の裁判の公開の原則に反する

と云ふ意味で異議を述べた

三、裁判所は弁護人のこれ等の異議は何れもこれを却下した

被告人は不服であるから弁護人の述べた理由と同し理由を以てここに抗告するものである

昭和二十五年五月五日

右被告人　金　正　気

最高裁判所御中

昭和二八年(し)第七〇号

決　定

申立人　北　川　次　男

被告人佐藤善一郎に対する公職選挙法違反被告事件について昭和二八年八月二七日福島地方裁判所がした証拠調の決定に対する異議申立を棄却する決定に対し申立人より特別抗告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件抗告を棄却する。

理　由

申立人の本件特別抗告の理由は別紙記載のとおりである。

当裁判所に対する特別抗告は刑訴四〇五条に規定する事由があることを理由とする場合に限られるものであるところ、福島地方裁判所判事岡本二郎の本件特別抗告申立に対する意見書に依れば、同裁判所が申立人の証拠調の決定に対する異議申立を棄却した理由は、福島地方裁判所裁判官菅家要は刑訴二二七条に基き証人遠藤修司を尋問するに当り、被疑者に弁護人の選任せられあることを知り居たるも、捜査に支障を生ずる虞があるものと認め弁護人を証人尋問に立ち合せなかつたというのであり、何等憲法の解釈を包含しているものではないから、本件特別抗告理由は全く原決定の判断しない事項に関する攻撃であつて適法な特別抗告理由に該当しない。よつて刑訴四二六条一項に従い主文のとおり決定する。

右は当裁判所全員一致の意見である。

昭和二九年六月三〇日

最高裁判所第二小法廷

昭和二九年六月三〇日決定　昭和二八年(し)第七〇号

昭和二九年六月三〇日決定　昭和二八年(し)第七〇号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(し)第七〇号

特別抗告の申立

被告人　佐藤善一郎

右の者に係る公職選挙法違反被告事件について、福島地方裁判所裁判官岡本二郎氏は、昭和二十八年八月二十七日の公判において、刑事訴訟法第三二一条第一項第一号の書面として検察官から証拠として取調請求のあつた昭和二十七年十一月九日付遠藤修司に対する福島地方裁判所裁判官菅家要氏の作成に係る刑事訴訟法第二二七条に基く証人尋問調書の証拠調を受理されたことについて、主任弁護人より異議を主張したところ、同裁判官は、即時に、この異議を棄却されたのであるが、この棄却は憲法の解釈を誤り、従つて、これに違反するものと思われるので、刑事訴訟法第四〇五条第一号に該当するから、同法第四三三条に則つて、茲に特別抗告を申立てるものである。

抗告の理由は左のとおりである。

右遠藤修司の証人尋問は、被疑者佐藤善一郎及び佐藤達也の両名にかかる公職選挙法違反被疑事件の証人として、刑事訴訟法第二七条の規定にもとづき、書面をもつて、福島地方検察庁検察官小島与三郎から福島地方裁判所裁判官に対してなされた、昭和二十七年十一月八日付請求によつて、その翌十一月九日において行われたものであるところ、この請求当時以前から既に、両被疑者には、弁護士阿部義次、同片岡政雄、同堀切真一郎の三弁護人があつたのであるから、刑事訴訟規則第一六〇条第七号の規定によつて、右証人尋問の請求書には、これ等弁護人の氏名を記載しなければならないものである。

しかるに、この証人尋問請求書には、右三弁護人の氏名の記載がなかつた。そもそも、憲法第三四条において、拘禁された者に弁護人を依頼する権利が認められ、同第三七条第二項によつて、被告人に証人審問権が与えられ、同第三項によつて、被告人に資格ある弁護人を選任することができる等の基本的な権利が認められてあり、この基本的な権利を具体的に実

現する方法として、刑事訴訟法第二二八条第二項は、裁判官が捜査に支障を来す虞の無いことを認めるときは、刑事訴訟法第二二七条によつて行われる証人尋問に、本人又は弁護人の立会を許しているのであり、その請求を受けた裁判官に弁護人のあること及びこれが氏名を知らしめて、同裁判官をして、捜査に支障を来す虞無しと認めたときは、弁護人に証人尋問に立会い得べき機会を与えしめるために、刑事訴訟規則第一六〇条第七号の規定が特に設けられたものである。

この事件について、当時取扱検察官小島与三郎は、証人として、「右証人が、遠藤修司を証人として、裁判官に訊問を請求する際には、被疑者佐藤善一郎、同達也には三弁護人のあること及び刑事訴訟規則第一六〇条第七号の規定の存することを認識していたが、印刷された用紙にその欄がなかつたからこの証人尋問請求書に、弁護人の氏名を記載しなかつた」と陳述していることに鑑みても、この証人尋問を請求した、小島検察官は、承知の上で、なお且つ証人尋問請求書に弁護人の氏名を記載しなかつたことが明かである。その結果、この請求を受けた菅家裁判官は、おそらくは捜査に支障を来すおそれがあるものと判断して、佐藤達也、同善一郎を立会わしめなかつたものであろうが、弁護人についてはこれなきものとされて、その立会を許すことによつて、捜査に支障を来す虞の有無を考慮判断される段階にまで至らずして、立会の機会を与えられなかつたものであると思う。

しかれども、憲法第三四条が拘禁された者に弁護人を選任する権利を認め、同第三七条第二項が被告人に証人審問の機会を充分に与えられるべきことを認め、同第三七条第三項が被告人に資格を有する弁護人を依頼する権利を認め、刑事訴訟法第二二八条第二項が、裁判官に、捜査に支障を来す虞の有無について判断権を与え、その支障を来す虞がないものと判断したときは、被告人、被疑者又は弁護人の立会を許す等の一連の規定は、一は基本的人権を尊重し、一は公判中心主義を貫かうとするものに外ならないのであるから、請求を受けた裁判官において捜査に支障を来すおそれがあると判断して、弁護人を立会わせなかつたのではなく、弁護人のあることを殊更ら裁判官に知らしめる方法を採らず、従つて、その

裁判官をして、弁護人の無いものとして、あえて証人尋問に立会わせることが捜査に支障を来す虞の有無について、考慮判断の段階にまで至らしめなかつた為め、弁護人の立会なくして行われた遠藤修司の証人尋問は、憲法第三四条、同三七条第二、第三項の解釈を誤り、これに違反したものと謂わなければならない。

訴訟記録には現われないかも知れぬが、法廷において、岡本裁判官は、証拠受理及び異議申立棄却の理由説明に当つて、「刑事訴訟規則第一六〇条第七号は改正されて加入されたもので、証人小島与三郎検事は、その改正されたことを承知していたと証言するが、果して承知していたか否かは疑わしい、或は知らなかつたかも知れない」とか、又、「証人小島与三郎検事は、裁判官に対する右証人尋問請求に際して、電話若くは口頭で裁判官に弁護人のあることを告げたようにも記憶すると証言しているから尋問請求書に弁護人の氏名を記載しなかつたことは必ずしも殊更らに、同検察官が裁判官に弁護人のあることを知らしめない意図の下に為されたものでないと思う」とか、或は又「被疑者佐藤善一郎は当選の代議士であり、同佐藤達也はその実弟であるから、いわゆる知名の人々であり、かような人が公職選挙事犯に問われた場合に弁護人が選任されることは当然であるから、あえて請求を受けた裁判官は、その尋問請求書に弁護人の氏名の記載が無くとも弁護人のあることを考え、これに尋問立会いの機会を与うるや否やについてあえて支障はなかつた筈である。故に、裁判官菅家要が弁護人にこの証人尋問について立会の機会を与えなかつたことは、即ち、それを与えることによつて捜査に支障を来すと認めたからであると思う」というような見解を表明され、訴訟記録に明かに現われている証人小島与三郎の証言を修正したり、「電話か口頭かで通知したと思う」程度の証言を、「強て通知あつたもの」と確定的に採られたり、当選代議士及びその弟という知名人なるが故に弁護人のあることは当然であるとされたりして、事毎に証人小島検察官や、菅家裁判官の処置をよう護しておるかに見受けられることはあえて弁護人の僻目のみではないと思う。

原審は弁護人と見解を異にし、且つ、刑事訴訟規則第一六〇条第七号は訓示規定であるからとの見解を採られたが、以

上所論のように憲法の解釈を誤りこれに違反した証拠の受理を遺憾とし、原審証拠に関する主任弁護人の異議申立棄却の決定は、憲法第三四条、同第三七条第二、第三項の解釈を誤り、これに違反して為された違法なものである。

以上

昭和二十八年九月一日

福島市新町五十一番地
主任弁護人　北川次男

最高裁判所御中

昭和二九年(し)第二二号

決定

東京都文京区駒込西片町一〇番地
申立人　大滝ぎん

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和二九年四月二〇日仙台高等裁判所がした裁判官忌避申立に対する即時抗告棄却決定に対し、右申立人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件特別抗告を棄却する。

理由

申立人大滝ぎんの特別抗告理由（後記）について

憲法三七条一項にいわゆる「公平な裁判所の裁判」とは偏頗や不公平のおそれのない組織と構成をもつた裁判所による裁判を意味するものであつて、個々の事件につきその内容実質が具体的に公正妥当なる裁判を指すものでないことは、当裁判所屢次の判例が示すところであり（昭和二二年(れ)四八号同二三年五月二六日大法廷判決集二巻五号五一一頁参照）、本件特別抗告理由は憲法の右条項七六条違反をいうが、その実質は原決定の抗告理由に対する判断の不当を非難する訴訟法違反の主張に帰するものであつて、特別抗告適法の理由に当らない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員の一致した意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年六月三〇日

最高裁判所第二小法廷

昭和二九年六月三〇日決定　昭和二九年(し)第二二号　一

昭和二九年六月三〇日決定　昭和二九年(し)第二二号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

二

昭和二九年(し)第二二号

特別抗告の申立

住居　東京都文京区駒込西片町十番地

無職

特別抗告人(被告人)　大滝ぎん　明治三二年十二月十九日生

右の者に対する公職選挙法違反被告事件につき昭和二十九年四月十日山形地方裁判所米沢支部のなした裁判官忌避申立却下の決定に対し、同月十一日即時抗告の申立を為したところ、仙台高等裁判所第二刑事部に於て同月二十日附を以て抗告棄却の決定があり、同月二十八日右決定正本の送達を受けましたが、後記の理由により茲に特別抗告の申立を致します。

昭和二十九年五月一日

右　特別抗告人　大滝ぎん

最高裁判所御中

一

昭和二九年(し)第二二号

特別抗告の趣旨

原審決定は左記の各理由により憲法に違反し若しくは憲法の解釈に誤があるものである。

第一点　原審決定の理由によれば（同決定四頁一行以下）『西口裁判官の所論発言はいずれも審理を迅速にすべき選挙法違反事件なのに不当に遅延しているから適法の手段により促進するとの熱意を示したにほかならないものであることは自ら明白であるというべく……』と判断している。しかし乍ら、同裁判官が同じ候補者に関する別件佐藤正一に対する公職選挙法違反事件の昭和二十九年四月六日の公判において、「この選挙法違反事件はどうもおかしい。勾引状を出してどしどし調べる」旨発言した事実及び抗告人に対する本件被告事件の同年同月十日の公判において、弁護人渡辺彰平の「どうして証人を悉く勾引したか」の問に対し「最高裁判所からの指令であるから」との旨返答している事実から憑するに、原審決定の理由とする如く、単に訴訟を促進するとの熱意を示したにほかならないと結論することは速断に過ぎるものといわなければならない。抑々裁判所独立の原則は憲法により保障された一大鉄則であつて、憲法の根源をなす三権分立の原則に基くものであることというまでもない。然るに上記西口裁判官の発言は本件被告事件につき証人の勾引状を発したことを最高裁判所の指令にかこつけるものであつて、個々の事件の審理に際し、憲法及び法律以外の何物にも拘禁されることなくたゞ良心に従つて独立して職権を行うべきもの（憲法第七十六条）と規定された趣旨に悖るものと考えられる。最高裁判所に於て公職選挙法違反被告事件の審理を促進すべきことを指令した事実があるとしても証人を勾引すべきことを指令したことはないものと信ずる。蓋し、該指令によるものであるからといつて、直ちに正当な理由を以て不参届出をなした証人までをも勾引するが如き態度は、一方に於て四月六日公判に於ける同裁判官の発言と相俟つて同裁判官が本件に何らかの予断を抱いている証左であると共に、裁判官独立の憲法上の一大原則に違背する態度というべきである。

第二点　もとより国民は公平な裁判所の裁判を受ける権利を有することは憲法によつて保障された基本的人権の一つである公平な裁判は裁判官独立の原則によつてこそ実現せらるべきもので両者は表裏一体の関係にあるものであること言を俟たない。原審決定の理由の如く、召喚を受けて出頭しない証人を勾引するも罰金等に処するのも裁判所の自由裁量に属するのであるが、それは召喚を受けた証人に正当な理由がない場合に限るとするべきである。原審決定理由（六頁三行以下）には『仮に本件勾引された証人中召喚に応じなかつたことにつき正当な理由のあつた者があるとしてもこれを勾引した原裁判所の措置を目して、それのみを以て直ちに不公平な裁判をなす虞あることを推測するに足る事情というを得ない』というにあるが、かくの如き措置に出ることと、前記四月六日公判における「この事件はどうもおかしい……」及び四月十日公判における同裁判官の発言とを綜合するならば、同裁判官が本件につき予断を抱いていることを推測せしめるに十分であると共に、同裁判官が裁判官独立の原則に違背し、国民及び被告人をして公平な裁判所の裁判を受けるものなりや否やを危懼せしめるに足るものといわなければならない。

抑々裁判官独立の原則、公平な裁判所の裁判を受ける基本的人権の如きは憲法上の一大原則であつて、この点を看過してなされた原決定は当然破棄されなければならない。よつて原決定破棄の上、改めて適正な御決定ありたく本申立に及ぶ次第であります。

以上

最高裁判所裁判集（刑事第九六号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	頁
昭和二六年(あ)三一六	暴行、傷害、名誉毀損、建造物侵入	平井正也外一名	六・一五	三	棄却	二〇五
昭和二七年(し)三三	傷害被告事件につきなした異議申立却下決定に対する特別抗告	抗告申立人金山正気こと金正気	六・三〇	二	棄却	六〇九
昭和二七年(あ)五九七	詐欺	溝入寿郎	六・八	三	棄却	一一一
昭和二七年(あ)二四四八	業務上横領、横領	佐々木彌生	六・二三	二	棄却	四七三
昭和二七年(あ)四四三三	傷害、昭和二四年政令第三八九号違反	金ゲリーこと山本清次	六・一八	二	棄却	二九三
昭和二七年(あ)四四四七	詐欺	安武国雄	六・一一	二	棄却	一五七
昭和二七年(あ)四八六四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	天野十四見外一名	六・八	三	棄却	一三九
昭和二七年(あ)四八八九	賍物故買	河村総一郎こと崔在鉉	六・一九	二	棄却	三三五
昭和二七年(あ)五七三二	食糧管理法違反	阿部留市	六・七	二	棄却	一〇七

昭和二七年(あ)六〇四七	賍物牙保	田村謙吉	六・二	二	棄却	七
昭和二七年(あ)六〇九八	私文書偽造、同行使	村上繁市	六・一八	二	棄却	二九七
昭和二七年(あ)六一二一	詐欺	久保誠	六・四	二	棄却	九三
昭和二七年(あ)六一一三	賍物収受	とんちやんこと久保田富夫	六・一	三	棄却	一
昭和二七年(あ)六三三二	賍物運搬教唆、恐喝、脅迫	玉長徳	六・二	二	棄却	一三
昭和二八年(あ)二一	賍物故買	高橋三之助こと繍造	六・一九	三	棄却	五六五
昭和二八年(あ)二三	賍物故買	金岡一馬こと箱崎一馬	六・四	二	棄却	一〇三
昭和二八年(あ)二四	有毒飲食物等取締令違反	松浦こと鄭丁斗	六・二九	三	棄却	五七三
昭和二八年(し)七〇	公職選挙法違反被告事件につきなした証拠調の決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人北川次男	六・三〇	二	棄却	六一三
昭和二八年(あ)三二一	収賄、贈賄	大森繁治外八名	六・二二	三	棄却	三九七
昭和二八年(あ)三七二	詐欺、同未遂	坪井彦造	六・二二	三	棄却	四一三

昭和二八年(あ)三八一	業務上横領	安藤久男	六・一五	三	棄却	二一七
昭和二八年(あ)三八六	業務上横領	捧明	六・二二	三	棄却	四二三
昭和二八年(あ)四〇四	私文書偽造行使詐欺	横井博外一名	六・二二	三	棄却	四三三
昭和二八年(あ)四一五	関税法違反	西川武外一名	六・二九	三	棄却	五七七
昭和二八年(あ)五〇六	業務上横領	大久保哲馬	六・二二	三	棄却	四三九
昭和二八年(あ)五二一	麻薬取締法違反	高島良子こと高良五	六・一五	三	棄却	二二一
昭和二八年(あ)五七三	賍物寄蔵、同牙保	袴田清	六・二二	三	棄却	四四七
昭和二八年(あ)五七九	傷害	北村辰男	六・二二	三	棄却	四五一
昭和二八年(あ)五八七	傷害	吉橋茂	六・二二	三	棄却	四五七
昭和二八年(あ)六一一	窃盗	栗原司行	六・二九	三	棄却	五八七
昭和二八年(あ)六八五	窃盗、横領、偽造	池田恵四郎	六・二九	三	棄却	五九三

昭和二八年	(あ)八五七	道路交通取締法違反	石井保	六・三〇	二	棄却
昭和二八年	(あ)三七九三	傷害致死	木原三助ことと金錫詰	六・一一	二	棄却
昭和二八年	(あ)四五八六	收賄幇助、業務上横領、贈賄	横山三郎 外七名	六・三	一	棄却
昭和二八年	(あ)四九五〇	公職選挙法違反	白石正夫	六・一九	二	棄却
昭和二八年	(あ)四九七一	地方税法違反、公印章偽造、同行使	丸和復興株式会社 外一名	六・二四	一	棄却
昭和二八年	(あ)五一七七	詐欺	小林正人 外四名	六・三	一	棄却
昭和二八年	(あ)五二五七	職務強要	上野主一 外三名	六・二四	一	棄却
昭和二八年	(あ)五三二二	公職選挙法違反	松田定	六・二	二	棄却
昭和二八年	(あ)五三七四	公職選挙法違反	村松勝 外四名	六・二九	三	棄却
昭和二八年	(あ)五三九四	銃砲刀剣類所持取締令違反、火薬類取締法違反、公職選挙法違反	瀬戸繁 外一名	六・二一	二	棄却
昭和二八年	(あ)五四七五	公職選挙法違反	小川美雄	六・一六	二	棄却

昭和二八年	(あ)五四七七	私文書偽造、詐欺、業務上横領	村田熊蔵	六・三	一	棄却
昭和二八年	(あ)五五〇六	軽犯罪法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	土谷金次	六・一七	一	棄却
昭和二八年	(あ)五五三五	公職選挙法違反	桑波田虎雄 外七名	六・二四	一	棄却
昭和二八年	(あ)五五四五	横領	外川信治	六・一五	三	棄却
昭和二八年	(あ)五五九〇	公職選挙法違反	海老原行秀	六・一八	二	棄却
昭和二八年	(あ)五六二五	公職選挙法違反	杉山親治	六・一七	一	棄却
昭和二八年	(あ)五六六二	公職選挙法違反	香宗我部秀孝 外一名	六・一一	二	棄却
昭和二九年	(き)七	強盗殺人死体遺棄被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求	再審請求人荒勝己	六・二二	三	棄却
昭和二九年	(し)二〇	殺人被告事件の確定判決の再審請求棄却決定につきなした即時抗告棄却決定に対する特別抗告	特別抗告人鈴木武男	六・一五	三	棄却
昭和二九年	(し)二二	公職選挙法違反被告事件につきなした裁判官忌避申立（即時抗告）棄却決定に対する特別抗告	申立人大滝ぎん	六・三〇	二	棄却
昭和二九年	(し)二七三〇	勾留期間更新決定につきなした特別抗告並びに異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人中谷高男	六・一六	二	棄却

昭和二九年(あ)	一〇七	窃盗	高内作男外一名	六・二四	一	棄却
昭和二九年(あ)	一八八	公職選挙法違反	藤井計外一名	六・二	二	棄却
昭和二九年(あ)	二一一	強制猥褻致傷	名達司	六・二四	一	棄却
昭和二九年(あ)	二一七	強盗殺人	五十嵐寅吉	六・二四	一	棄却
昭和二九年(あ)	四二四	詐欺、業務上横領	猪熊等	六・一五	三	棄却
昭和二九年(あ)	五六〇	詐欺、横領	小野原義夫	六・二四	一	棄却
昭和二九年(あ)	五七六	窃盗	山川岩吉	六・八	三	棄却
昭和二九年(あ)	五七九	詐欺、横領	藤原徳衛	六・二二	三	棄却
昭和二九年(あ)	六一四	強姦致傷、強姦	関本政五郎	六・三	一	棄却
昭和二九年(あ)	七二九	恐喝	湯川光男	六・一六	二	棄却
昭和二九年(あ)	七七三	業務上横領	吉田一	六・一八	二	棄却

昭和二九年(あ)	七九三	食糧管理法違反	小林友治	六・一八	二	棄却
昭和二九年(あ)	七九九	窃盗	正目重吉	六・二三	二	棄却
昭和二九年(あ)	九〇三	貸金業等の取締に関する法律違反	小野寺象治	六・一八	二	棄却
昭和二九年(あ)	一〇三四	賍物故買	山下清吉	六・一六	二	棄却
昭和二九年(あ)	一一一六	窃盗	篠田三郎	六・一一	二	棄却

目次（刑事判決）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)六一二一	詐欺	久保誠	昭和二九年六・四	二	棄却	一
昭和二七年(あ)五九七	詐欺	溝入寿郎	六・八	三	棄却	七
昭和二七年(あ)四八六四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	天野十四見外一名	六・八	三	棄却	二六
昭和二八年(あ)三〇七	業務上横領	和智和男	六・八	三	棄却	三二
昭和二八年(あ)四一二	覚せい剤取締法違反、薬事法違反	秋葉伊喜	六・八	三	棄却	三六
昭和二八年(あ)四七五	窃盗	近藤幸吉ことと金本幸吉	六・八	三	棄却	四六
昭和二八年(あ)四〇二一	昭和二五年政令第三二五号違反	安達重雄外九名	六・九	大	棄却	四九
昭和二八年(あ)六八〇	公職選挙法違反	松岡七次	六・一〇	一	棄却	五五
昭和二七年(あ)四四四七	詐欺	安武国雄	六・一一	二	棄却	六〇

昭和二八年(あ)三七九三	傷害致死	木原三助ことー金錫詰	六・一一	二	棄却	六四
昭和二九年(あ)一一一六	窃盗	篠田三郎	六・一一	二	棄却	八〇
昭和二八年(あ)三一六	暴行、傷害、名誉毀損、建造物侵入	平井正也 外一名	六・一五	三	棄却	八四
昭和二八年(あ)三八一	業務上横領	安藤久男	六・一五	三	棄却	九一
昭和二八年(あ)五二一	麻薬取締法違反	高島良子ことー高良五	六・一五	三	棄却	九四
昭和二八年(あ)六二八	酒税法違反	安田元栄ことー車烈	六・一五	三	棄却	九七
昭和二八年(あ)五三三九	公職選挙法違反	多気善男	六・一五	三	棄却	一〇〇
昭和二八年(あ)五五四五	横領	外川信治	六・一五	三	棄却	一〇七
昭和二七年(あ)四六四〇	昭和二五年政令第三二五号違反	大和庄祐	六・一六	大	棄却	一一〇
昭和二七年(あ)五四〇九	昭和二五年政令第三二五号違反	染川伝八	六・一六	大	棄却	一一六
昭和二七年(あ)五八三一	昭和二五年政令第三二五号違反	上田三郎	六・一六	大	棄却	一二二

昭和二八年(あ)一九六一	昭和二五年政令第三二五号違反	野口親行	六・一六	大	棄却	一二八
昭和二八年(あ)五六二五	公職選挙法違反	杉山親治	六・一七	一	棄却	一三五
昭和二九年(れ)五	贈賄	清塚久太郎	六・一八	二	棄却	一三九
昭和二九年(あ)二四七	麻薬取締法違反	竹内八代栄	六・一八	二	棄却	一四二
昭和二九年(あ)七七三	業務上横領	吉田一	六・一八	二	棄却	一四五
昭和二九年(あ)七九三	食糧管理法違反	小林友治	六・一八	二	棄却	一四九
昭和二八年(あ)三二一	收賄、贈賄	大森繁治 外八名	六・二二	三	棄却	一五四
昭和二八年(あ)三七二	詐欺、詐欺未遂	坪井彦造	六・二二	三	棄却	一六四
昭和二八年(あ)三八六	業務上横領	捧明	六・二二	三	棄却	一七〇
昭和二八年(あ)四〇四	私文書偽造行使、詐欺	横井博 外一名	六・二二	三	棄却	一七六
昭和二八年(あ)五〇六	業務上横領	大久保哲馬	六・二二	三	棄却	一八〇

目次（刑事決定）(1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)六二一三	賍物收受	とんちゃんこと久保田富夫	昭和二九年六・一	三	棄却	一
昭和二七年(あ)四七〇〇	地代家賃統制令違反	毛利孚	六・二	二	棄却	五
昭和二七年(あ)四八三八	窃盗	黒沢哲夫	六・二	二	棄却	八
昭和二七年(あ)五七〇四	詐欺、同未遂	鈴木こと金子登	六・二	二	棄却	一二
昭和二七年(あ)六〇四七	賍物牙保	田村謙吉	六・二	二	棄却	一五
昭和二七年(あ)六一一二	詐欺	谷地一郎	六・二	二	棄却	一九
昭和二七年(あ)六三三二	賍物運搬教唆、恐喝、脅迫	王長徳	六・二	二	棄却	二三
昭和二七年(あ)六五九八	暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝	幡野彦一 外一名	六・二	二	棄却	二七
昭和二七年(あ)六六七四	公務執行妨害、傷害、器物毀棄	金本京市又は金判京こと金板京 外四名	六・二	二	棄却	三三

昭和二九年(あ)五七九	詐欺、横領	藤原徳衛	六・二二	三	棄却	一八五
昭和二九年(あ)五四九	傷害	林こと朴鐘葉	六・二四	一	棄却	一八九
昭和二七年(あ)六六一一	非現住建物等放火未遂、私文書偽造、同行使、詐欺	和歌山武男	六・二九	三	棄却	一九四
昭和二八年(あ)二一	賍物故買	袁繡造	六・二九	三	棄却	一九七
昭和二八年(あ)二四	有毒飲食物等取締令違反	松浦こと鄭丁斗	六・二九	三	棄却	二〇二
昭和二八年(あ)六一一	窃盗	栗原司行	六・二九	三	棄却	二〇五
昭和二八年(あ)九三〇	窃盗	冬柴亮一	六・二九	三	棄却	二〇九
昭和二九年(あ)五三七四	公職選挙法違反	村松勝 外四名	六・二九	三	棄却	二一二

昭和二八年(あ)五三二二	公職選挙法違反	松田定	六・二	二	棄却	三八
昭和二八年(あ)五四八一	公職選挙法違反	安永光信	六・二	二	棄却	四一
昭和二九年(あ)一八八	公職選挙法違反	藤井計 外一名	六・二	二	棄却	四五
昭和二九年(あ)六三七	公職選挙法違反	川元平 外二名	六・二	二	棄却	四九
昭和二八年(あ)四三五二	強盗傷人	石井照男	六・三	一	棄却	五二
昭和二八年(あ)四五六二	横領	松原二郎 外一名	六・三	一	棄却	五八
昭和二八年(あ)四五八六	収賄幇助、贈賄、業務上横領	横山三郎 外七名	六・三	一	棄却	六四
昭和二八年(あ)四六一九	恐喝、同未遂	原田謹三 外一名	六・三	一	棄却	七五
昭和二八年(あ)五一七七	詐欺	小林正人 外四名	六・三	一	棄却	八〇
昭和二八年(あ)五三五一	賍物故買	大家久	六・三	一	棄却	九四
昭和二八年(あ)五四七七	私文書偽造、詐欺、業務上横領	村田熊蔵	六・三	一	棄却	九八

昭和二八年(あ)五四八九	出入国管理令違反	金順伊、山本花子、金順ことと金愛順	六・三	一	棄却	一〇四
昭和二八年(あ)五六〇九	詐欺	駒谷嘉夫	六・三	一	棄却	一〇八
昭和二八年(あ)五六五二	窃盗、賍物故買	姜英錫 外一名	六・三	一	棄却	一一二
昭和二九年(あ)三二	賍物故買	矢田部郁夫	六・三	一	棄却	一一九
昭和二九年(あ)八四	窃盗	木村務ことと水井一夫	六・三	一	棄却	一二二
昭和二九年(あ)一四一	窃盗、横領	岡運 外一名	六・三	一	棄却	一二五
昭和二九年(あ)二二四	窃盗	沢村慶蔵	六・三	一	棄却	一三〇
昭和二九年(あ)二六八	覚せい剤取締法違反	金子箕還ことと金箕還	六・三	一	棄却	一三三
昭和二九年(あ)二七一	恐喝	石井治夫	六・三	一	棄却	一三七
昭和二九年(あ)三一四	詐欺、賍物故買、同収受	丸山茂 外二名	六・三	一	棄却	一四〇
昭和二九年(あ)三五六	麻薬取締法違反	本村久 外一名	六・三	一	棄却	一四四

昭和二九年(あ)	三六五	恐喝、暴行、住居侵入、器物損壊銃砲刀剣類等所持取締令違反	斎藤正二	六・三	一	棄却	一四八
昭和二九年(あ)	四七四	窃盗	上田喜三郎	六・三	一	棄却	一五一
昭和二九年(あ)	五三四	傷害	倉勲	六・三	一	棄却	一五六
昭和二九年(あ)	六一四	強姦致傷、強姦	本政五郎	六・三	一	棄却	一六〇
昭和二八年(あ)	二三	賍物故買	金岡一馬ことこと崎一馬	六・四	二	棄却	一六六
昭和二九年(あ)	八〇八	窃盗	長合友長	六・四	二	棄却	一六九
昭和二九年(あ)	一一二三	麻薬取締法違反	井田和雄ことこと黄添和	六・四	三	棄却	一七三
昭和二七年(あ)	五七三二	食糧管理法違反	阿部留市	六・七	二	棄却	一七六
昭和二八年(あ)	二九四	外国人登録令違反、公文書偽造同行使	徳山ことこと洪康珍	六・八	三	棄却	一七九
昭和二八年(あ)	五五〇四	横領	本田源次郎	六・八	三	棄却	一八六
昭和二九年(あ)	五七六	窃盗	山川岩吉	六・八	三	棄却	一九〇

昭和二九年(あ)	六九二	窃盗	大場重雄	六・八	三	棄却	一九五
昭和二九年(あ)	九四三	賍物故買	山本博行	六・八	三	棄却	二〇〇
昭和二八年(あ)	三六一一	昭和二五年政令三二五号違反	中川弘	六・九	大	棄却	二〇六
昭和二八年(あ)	三六一三	昭和二五年政令第三二五号違反	向田邦雄	六・九	大	棄却	二一一
昭和二八年(あ)	三八五三	占領目的阻害行為処罰令違反	田中泰蔵外一名	六・九	大	棄却	二一五
昭和二九年(あ)	六八八	窃盗	李千植、松本次郎、梁元浩、南原幸夫ことこと南浩外一名	六・九	二	棄却	二一九
昭和二九年(あ)	八四二	業務上横領	金子正蔵	六・九	二	棄却	二二九
昭和二九年(あ)	四八三	窃盗	浅井満	六・一〇	一	棄却	二三四
昭和二九年(あ)	七八〇	薬事法違反、覚せい剤取締法違反	小坂ヨシミ	六・一〇	一	棄却	二三七
昭和二九年(あ)	七九五	詐欺	佐藤伊太郎	六・一〇	一	棄却	二四〇
昭和二七年(あ)	五七四四	犯人隠避	池内鉄儀	六・一一	二	棄却	二四五

昭和二八年(あ)五六六二	公職選挙法違反	香宗我部秀孝 外一名	六・一一	二	棄却	二四八
昭和二八年(あ) 二六六	虚偽公文書作成、同行使、公文書毀棄公文書変造、加重収賄、有印公文書変造、贈賄	中島茂 外一名	六・一五	三	棄却	二五二
昭和二八年(あ) 二七二	詐欺	峰山孝福	六・一五	三	棄却	二六〇
昭和二八年(あ) 二八〇	名誉毀損	藤本茂信	六・一五	三	棄却	二六四
昭和二八年(あ) 三二七	名誉毀損	中田操	六・一五	三	棄却	二六七
昭和二八年(あ) 三四四	関税法違反	山本栄次郎こと李明植	六・一五	三	棄却	二七〇
昭和二八年(あ) 三九六	窃盗、横領	槇木泰	六・一五	三	棄却	二七三
昭和二八年(あ)四九一四	業務上横領、有価証券偽造同行使、詐欺	橋高文夫	六・一五	三	棄却	二七八
昭和二八年(あ)五〇五八	食糧管理法違反	小沢竹一	六・一五	三	棄却	二八一
昭和二八年(あ)五〇六一	窃盗	飯島又兵衛	六・一五	三	棄却	二八四
昭和二八年(あ)五〇七二	窃盗	石貝貞雄 外一名	六・一五	三	棄却	二八七

昭和二八年(あ)五一〇二	詐欺	中川宏こと高浜久雄	六・一五	三	棄却	二九一
昭和二九年(あ) 二五	賍・物故買	河原正	六・一五	三	棄却	二九四
昭和二九年(あ) 一〇六	窃盗	江城邦隆こと文斗錫	六・一五	三	棄却	三〇一
昭和二九年(あ) 二七三	窃盗、賍物運搬	田島政雄 外二名	六・一五	三	棄却	三〇四
昭和二九年(あ) 三一〇	窃盗	浜野進	六・一五	三	棄却	三一二
昭和二九年(あ) 三一三	貸金業等の取調に関する法律違反、詐欺有印私文書偽造行使	内山国太郎	六・一五	三	棄却	三一五
昭和二九年(あ) 三一六	詐欺、有価証券偽造、行使、横領	森井義俊	六・一五	三	棄却	三一九
昭和二九年(あ) 三三八	公職選挙法違反	南茂 外三名	六・一五	三	棄却	三二三
昭和二九年(あ) 三五三	覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	長田伝	六・一五	三	棄却	三二七
昭和二九年(あ) 三六七	公職選挙法違反	佐藤国太郎	六・一五	三	棄却	三三一
昭和二九年(あ) 四二一	窃盗	早川竹一 外一名	六・一五	三	棄却	三三四

昭和二九年(あ)	四二二	賍物故買	横森立之	六・一五	三棄却	三三八
昭和二九年(あ)	四二四	詐欺、業務上横領	猪熊等	六・一五	三棄却	三四一
昭和二九年(あ)	四三〇	窃盗、外国人登録令違反	浅川文治こと鄭文教	六・一五	三棄却	三四六
昭和二九年(あ)	四五一	賍物故買	松山秀雄こと権五鐘	六・一五	三棄却	三四九
昭和二九年(あ)	四五四	公職選挙法違反	片岡盛外一名	六・一五	三棄却	三五三
昭和二九年(あ)	四六七	窃盗	西村浩之こと西岡浩之	六・一五	三棄却	三五七
昭和二九年(あ)	四七〇	たばこ専売法違反	谷中淳一	六・一五	三棄却	三六〇
昭和二九年(あ)	五〇五	公文書及び私文書偽造同行使詐欺	首藤敏郎	六・一五	三棄却	三六三
昭和二九年(あ)	五三〇	窃盗	佐竹一男	六・一五	三棄却	三六六
昭和二九年(あ)	五五九	覚せい剤取締法違反	川合明貞	六・一五	三棄却	三七一
昭和二九年(あ)	五八九	住居侵入、強姦致傷	齢重寿	六・一五	三棄却	三七四

昭和二九年(あ)	六一六	食糧管理法違反	池田清外一名	六・一五	三棄却	三八一
昭和二九年(あ)	六一九	窃盗	亘清司	六・一五	三棄却	三八四
昭和二九年(あ)	六二六	常習累犯窃盗	田中弘、田中広美こと藤賀広志	六・一五	三棄却	三八九
昭和二九年(あ)	六四三	賍物故買	福田政雄こと金銀洙	六・一五	三棄却	三九二
昭和二九年(あ)	六四九	賍物運搬、窃盗	鈴木幸成	六・一五	三棄却	三九五
昭和二九年(あ)	五六四	殺人未遂	池崎喜市	六・一五	三棄却	三九八
昭和二九年(あ)	六六六	食糧管理法違反	赤枝健一	六・一五	三棄却	四〇一
昭和二九年(あ)	六七四	窃盗	柏原順一	六・一五	三棄却	四〇四
昭和二九年(あ)	六八二	麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反	林田次男	六・一五	三棄却	四〇七
昭和二九年(あ)	七五五	窃盗	鈴木真海	六・一五	三棄却	四一二
昭和二九年(あ)	八八六	窃盗	大江茂	六・一五	三棄却	四一七

昭和二九年(あ)	九六七	強姦、強制猥褻傷害、暴行	山崎倭武	六・一五	三	棄却	四二二
昭和二九年(あ)	九九一	窃盗	九平こと中条九兵衛	六・一五	三	棄却	四三二
昭和二九年(あ)	一〇一四	窃盗	庄太郎こと中村正太郎	六・一五	三	棄却	四三九

目次（刑事決定）(2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)五六五五	賍物故買	新井龍海こと朴海龍	昭和二九年六・一六	二	棄却	一
昭和二八年(あ)三〇三	公文書偽造行使、詐欺、横領	泉田末晄	六・一六	二	棄却	四
昭和二八年(あ)四七一	賍物寄蔵、同牙保、同收受	荻野寛幸	六・一六	二	棄却	八
昭和二八年(あ)五八三	詐欺	田中島永二	六・一六	二	棄却	一一
昭和二八年(あ)五四七五	公職選挙法違反	小・川美雄	六・一六	二	棄却	一五
昭和二九年(あ)七三	業務上横領	玉井一正外二名	六・一六	二	棄却	一八
昭和二九年(あ)一一二	詐欺	勝又正人	六・一六	二	棄却	二五
昭和二九年(あ)二九二	窃盗、同未遂	瀬井良行	六・一六	二	棄却	三〇
昭和二九年(あ)三六六	窃盗	宮本勇	六・一六	二	棄却	三五

昭和二九年(あ)	四〇八	傷害、暴行	内潟照道	六・一六	二	棄却	四〇
昭和二九年(あ)	四三四	窃盗、麻薬取締法違反	登坂武夫	六・一六	二	棄却	四三
昭和二九年(あ)	四五六	業務上横領	尾嶋博	六・一六	二	棄却	四七
昭和二九年(あ)	五〇八	傷害	今井武夫 外一名	六・一六	二	棄却	五一
昭和二九年(あ)	五一六	暴力行為等処罰ニ関する法律違反、恐喝未遂、銃砲刀剣類所持取締令違反、傷害、賍物收受、詐欺	岡登清 外三名	六・一六	二	棄却	五四
昭和二九年(あ)	五四七	傷害致死、傷害	佐藤光夫	六・一六	二	棄却	六九
昭和二九年(あ)	五八〇	傷害	山口ことー緒方義輝	六・一六	二	棄却	七三
昭和二九年(あ)	六四二	窃盗	平野政雄	六・一六	二	棄却	七六
昭和二九年(あ)	六五五	詐欺	上野秀人ことー上野久生	六・一六	二	棄却	八一
昭和二九年(あ)	七二六	窃盗	西川勝美	六・一六	二	棄却	八四
昭和二九年(あ)	七二九	恐喝	湯川光男	六・一六	二	棄却	八八

昭和二九年(あ)	七三六	食糧管理法違反	木戸義隆ことー木戸肇	六・一六	二	棄却	九二
昭和二九年(あ)	七五二	強盗殺人、強盗予備、住居侵入、強盗傷人、窃盗	山田一郎ことー李万雨 外二名	六・一六	二	棄却	九五
昭和二九年(あ)	八一一	放火	増永利左衛門 外一名	六・一六	二	棄却	一一一
昭和二九年(あ)	八一七	詐欺	植村利之	六・一六	二	棄却	一一六
昭和二九年(あ)	八二三	賍物牙保	中田正二郎	六・一六	二	棄却	一一九
昭和二九年(あ)	八六〇	賍物故買	河内義弘	六・一六	二	棄却	一二八
昭和二九年(あ)	八七〇	詐欺、横領	小西孝外	六・一六	二	棄却	一三一
昭和二九年(あ)	八九二	詐欺	野上竹雄	六・一六	二	棄却	一三四
昭和二九年(あ)	八九七	弁護士法違反	益田芳治	六・一六	二	棄却	一三七
昭和二九年(あ)	九一一	公職選挙法違反	小沢義一 外二名	六・一六	二	棄却	一四〇
昭和二九年(あ)	九一五	窃盗	後藤芳平ことー丸山繁治	六・一六	二	棄却	一四四

昭和二九年(あ)	九一八	窃盗未遂	佐藤弘	六・一六	二	棄却	一四七
昭和二九年(あ)	九二一	児童福祉法違反	山田鞆夫	六・一六	二	棄却	一五一
昭和二九年(あ)	九二三	詐欺	中村栄	六・一六	二	棄却	一五五
昭和二九年(あ)	九三四	薬事法違反	松浦寿	六・一六	二	棄却	一六〇
昭和二九年(あ)	九三七	酒税法違反	菱沼保寿	六・一六	二	棄却	一六三
昭和二九年(あ)	九四五	猥褻誘拐	吉安春義	六・一六	二	棄却	一六七
昭和二九年(あ)	九四八	食糧管理法違反	岡本三夫	六・一六	二	棄却	一七一
昭和二九年(あ)	九五八	覚せい剤取締法違反	徳山弘事 洪太弘	六・一六	二	棄却	一七四
昭和二九年(あ)	九六九	窃盗	千葉泰	六・一六	二	棄却	一八〇
昭和二九年(あ)	九七八	窃盗	松原良夫こと 梁敬道	六・一六	二	棄却	一八七
昭和二九年(あ)	九八九	強盗予備	益義澄	六・一六	二	棄却	一九〇

昭和二九年(あ)	九九八	強盗傷人	坂口進	六・一六	二	棄却	一九四
昭和二九年(あ)	一〇〇一	窃盗	小宮栄作	六・一六	二	棄却	二〇一
昭和二九年(あ)	一〇〇三	道路交通取締法違反	呉本政雄こと 呉達寿	六・一六	二	棄却	二〇五
昭和二九年(あ)	一〇二〇	傷害致死	林金斗	六・一六	二	棄却	二〇八
昭和二九年(あ)	一〇二八	有価証券虚偽記入交付、私文書偽造行使詐欺、経済関係罰則の整備に関する法律違反	野本敏郎	六・一六	二	棄却	二一二
昭和二九年(あ)	一〇三四	賍物故買	山下清吉	六・一六	二	棄却	二二〇
昭和二九年(あ)	一〇四八	恐喝、同未遂	今井歳数	六・一六	二	棄却	二二九
昭和二九年(あ)	一〇六八	窃盗	三浦元一	六・一六	二	棄却	二三二
昭和二九年(あ)	一〇七三	窃盗	能美男成	六・一六	二	棄却	二三八
昭和二九年(あ)	一〇七八	賍物故買	安久民雄	六・一六	二	棄却	二四四
昭和二九年(あ)	一〇八六	たばこ専売法違反	佐藤銀作	六・一六	二	棄却	二四七

目次（刑事決定）(3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二八年(あ)四五四三	関税法違反	野崎慶三	昭和二九年六・一七	一	棄却	一
昭和二八年(あ)五二七四	賍物故買、窃盗	岩本義雄こと李相万外一名	六・一七	一	棄却	四
昭和二八年(あ)五五〇六	軽犯罪法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	土谷金次	六・一七	一	棄却	一一
昭和二九年(あ)四九	詐欺	八木聰	六・一七	一	棄却	一八
昭和二九年(あ)六六	私文書偽造行使、詐欺賍物寄蔵	水野重雄こと桂田重雄	六・一七	一	棄却	二一
昭和二九年(あ)八〇	賍物故買	山本元一こと鄭武月	六・一七	一	棄却	二五
昭和二九年(あ)一四八	賍物牙保	官錦財	六・一七	一	棄却	二八
昭和二九年(あ)一七五	傷害致死	橋本正美外一名	六・一七	一	棄却	三一
昭和二九年(あ)一七九	窃盗	秋山友好	六・一七	一	棄却	三六

昭和二九年(あ)一〇八九	酒税法違反	田命述	六・一六	二	棄却	二五一
昭和二九年(あ)一〇九二	窃盗	吉田一夫こと増田一雄	六・一六	二	棄却	二五五
昭和二九年(あ)一〇九六	公職選挙法違反	嶋谷長次郎外五名	六・一六	二	棄却	二五九
昭和二九年(あ)一一〇二	賍物故買	飯田和夫	六・一六	二	棄却	二六七
昭和二九年(あ)一一〇五	公職選挙法違反	荒川如矢郎外二名	六・一六	二	棄却	二七〇
昭和二九年(あ)一一三〇	公職選挙法違反	佐藤浅次	六・一六	二	棄却	二七五
昭和二九年(あ)一一三三	覚せい剤取締法違反	堀川正行	六・一六	二	棄却	二七九
昭和二九年(あ)一一三八	公職選挙法違反	斎藤元美	六・一六	二	棄却	二八二

昭和二九年(あ)	二六〇	覚せい剤取締法違反	朴 二寿	六・一七	一	棄却	四〇
昭和二九年(あ)	三三六	窃盗	戸谷重雄	六・一七	一	棄却	四三
昭和二九年(あ)	四二〇	詐欺	吉松龍雄こと李 来遠	六・一七	一	棄却	四六
昭和二九年(あ)	四二八	有価証券偽造、同行使、詐欺	笠原五作	六・一七	一	棄却	五二
昭和二九年(あ)	四六三	窃盗、賍物収受、賍物牙保	竹野義信こと権 満祚	六・一七	一	棄却	六〇
昭和二九年(あ)	五三一	公文書偽造行使詐欺	柴野直夫	六・一七	一	棄却	六三
昭和二九年(あ)	五七二	労働基準法違反、職業安定法違反、詐欺	若狭佐市	六・一七	一	棄却	六六
昭和二九年(あ)	七〇〇	貸金業等の取締に関する法律違反	光武吉郎	六・一七	一	棄却	六九
昭和二九年(あ)	七二〇	傷害致死	加藤久	六・一七	一	棄却	七二
昭和二九年(あ)	七二五	詐欺	渡辺一雄	六・一七	一	棄却	七六
昭和二九年(あ)	七六四	窃盗	助川友吉外二名	六・一六	二	棄却	七九

昭和二九年(あ)	七九一	窃盗	正男こと東原正夫	六・一七	一	棄却	八四
昭和二九年(あ)	七九八	窃盗	谷口清次郎	六・一七	一	棄却	八七
昭和二九年(あ)	八〇七	公職選挙法違反	奥金三	六・一七	一	棄却	九〇
昭和二九年(あ)	八三三	詐欺、窃盗	大谷実正	六・一七	一	棄却	九三
昭和二九年(あ)	八七九	公職選挙法違反	吉田辰雄	六・一七	一	棄却	九七
昭和二九年(あ)	八八七	窃盗	百崎延房	六・一七	一	棄却	一〇〇
昭和二七年(あ)	四四三三	傷害、昭和二四年政令第三八九号違反	金ゲリーこと山本清次	六・一八	二	棄却	一一〇
昭和二七年(あ)	四六五二	食糧管理法違反	依光勝義	六・一八	二	棄却	一一三
昭和二七年(あ)	四六八八	遺失物横領	前田竹松	六・一八	二	棄却	一一六
昭和二七年(あ)	六〇九八	私文書偽造同行使	村上繁市	六・一八	二	棄却	一二〇
昭和二七年(あ)	六一九七	食糧管理法違反	秋田信義	六・一八	二	棄却	一二八

昭和二八年㈹五五九〇	公職選挙法違反	海老原行秀	六・一八	二	棄却	一三一
昭和二九年㈹ 三〇七	窃盗未、遂	南条豊	六・一八	二	棄却	一三五
昭和二九年㈹ 五六一	恐喝	石丸正一こと越智賢一朗外二名	六・一八	二	棄却	一三八
昭和二九年㈹ 五六一	恐喝	真喜屋玄英	六・一八	二	棄却	一四六
昭和二九年㈹ 五八二	詐欺	川添清市	六・一八	二	棄却	一四八
昭和二九年㈹ 六〇一	窃盗	西本養三	六・一八	二	棄却	一五二
昭和二九年㈹ 六二七	窃盗	飛田マサヱ	六・一八	二	棄却	一五六
昭和二九年㈹ 六七三	横領	西浦武三	六・一八	二	棄却	一六一
昭和二九年㈹ 七二一	横領、脅迫、詐欺、暴行、恐喝未遂	鴨志田正美	六・一八	二	棄却	一六七
昭和二九年㈹ 八三九	恐喝、同未遂	古沢正広	六・一八	二	棄却	一七〇
昭和二九年㈹ 九〇三	貸金業等の取締に関する法律違反	小野寺象治	六・一八	二	棄却	一七五

昭和二九年㈹ 九七五	強制猥褻	物市こと故本物一	六・一八	二	棄却	一八〇
昭和二九年㈹ 九八一	覚せい剤取締法違反幇助	岩本福一こと李成燦	六・一八	二	棄却	一八五
昭和二九年㈹一〇二五	公職選挙法違反	広井恵美三郎	六・一八	二	棄却	一九〇
昭和二九年㈹一〇四三	公職選挙法違反	竹下隆一	六・一八	二	棄却	一九六
昭和二九年㈹一〇五三	窃盗	木村年丸	六・一八	二	棄却	二〇七
昭和二九年㈹一一二七	公職選挙法違反	西塚七郎外二名	六・一八	二	棄却	二一一
昭和二九年㈹一一三五	公職選挙法違反	高橋貞治外三名	六・一八	二	棄却	二一五
昭和二七年㈹四八八九	賍物故買	河村総一郎こと雀在鉉	六・一九	二	棄却	二一八
昭和二七年㈹六四四四	贈賄、収賄	柿本広義外一名	六・一九	二	棄却	二二三
昭和二八年㈹四九五〇	公職選挙法違反	白石正夫	六・一九	二	棄却	二三三
昭和二九年㈹ 七三九	賍物故買	加藤岩作	六・一九	二	棄却	二五七

昭和二九年㋐一〇三一	外国人登録令違反	王炳奎こと星南	六・一九	二	棄却	二六二
昭和二八年㋐五三五四	銃砲刀剣類所持取締令違反、火薬取締法違反、公職選挙法違反	瀬戸繁 外一名	六・二一	二	棄却	二六六
昭和二八年㋐四三一	私文書偽造、偽造私文書行使	松岡義雄	六・二二	三	棄却	二七一
昭和二八年㋐四五三	賍物故買	富成安雄	六・二二	三	棄却	二八四
昭和二八年㋐四六七	窃盗、恐喝	高橋文雄	六・二二	三	棄却	二九〇
昭和二八年㋐四七二	殺人	川田忠四郎	六・二二	三	棄却	二九三
昭和二八年㋐五五九	麻薬取締法違反	松本龍晃	六・二二	三	棄却	二九八
昭和二八年㋐五七三	賍物寄蔵、賍物牙保	袴田清	六・二二	三	棄却	三〇二
昭和二八年㋐五七九	傷害	北村辰男	六・二二	三	棄却	三〇五
昭和二八年㋐五八七	傷害	吉橋茂	六・二二	三	棄却	三〇九
昭和二八年㋐七五九	賍物故買	実雄こと藤原実男	六・二二	三	棄却	三一二

昭和二八年㋐一三六五	放火未遂	竹内きよ	六・二二	三	棄却	三一五
昭和二八年㋐四四六〇	公職選挙法違反	渡辺覚寿	六・二二	三	棄却	三一八
昭和二八年㋐四八一一	業務上横領、物品税法違反	鈴木物作 外二名	六・二二	三	棄却	三二一
昭和二八年㋐四八八六	賍物故買	梨木正夫こと 裏基薫	六・二二	三	棄却	三二六
昭和二八年㋐四九一九	詐欺、横領、有価証券偽造行使	三上豊	六・二二	三	棄却	三三〇
昭和二九年㋐四九六五	恐喝、食糧管理法違反	丸最常男	六・二二	三	棄却	三三六
昭和二八年㋐五〇九七	窃盗	鈴木敬志	六・二二	三	棄却	三三九
昭和二八年㋐五一三九	窃盗、賍物故買	徐木山南俊こと 南俊 外一名	六・二二	三	棄却	三四五
昭和二八年㋐五二八五	詐欺	田中万吉	六・二二	三	棄却	三四九
昭和二八年㋐五五九四	傷害	松並誠一こと 松並生一	六・二二	三	棄却	三五二
昭和二九年㋐八六	汽車往来危険	上原茂	六・二二	三	棄却	三五五

昭和二九年(あ)	二二九	酒税法違反	李又植	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	二九六	詐欺	佐々木琢次	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	三九六	賍物故買	白石万吉こと萬石 趙	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	四四九	強盗致傷、住居侵入	五十嵐格	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	五八一	窃盗	小西貞吉	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	六九七	賍物収受	佐藤長四郎	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	六九九	傷害、公務執行妨害	大友誠	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	七〇二	酒税法違反	伊藤力蔵	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	七六三	強姦、窃盗	小沢荘次	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	七六八	覚せい剤取締法違反	藤田秀一こと辛鳳秀	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	七八五	贈賄	吉田一郎	六・二二一	三	棄却

昭和二九年(あ)	七九〇	公職選挙法違反	天本栄作外一名	六・二二一	三	棄却
昭和二九年(あ)	八一二	公職選挙法違反	椎野幸衛	六・二二一	三	棄却

目次（刑事決定）(4)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)二四四八	業務上横領、横領	佐々木彌生	昭和二九年六・二三	二	棄却	一
昭和二九年(あ)七九九	窃盗	正月重吉	六・二三	二	棄却	六
昭和二九年(あ)九五五	往来妨害	佐藤ヨシ	六・二三	二	棄却	九
昭和二九年(あ)九八三	賍物故買	荒木一男こと馬場国雄	六・二三	二	棄却	一八
昭和二七年(あ)四七五二	横領、詐欺	倉田代司孝	六・二四	二	棄却	二一
昭和二八年(れ)五〇	住居侵入、強盗	山田道夫、岩本道夫、山田豊治こと李択成	六・二四	一	棄却	二五
昭和二八年(あ)四二五五	詐欺	小林直重	六・二四	一	棄却	二八
昭和二八年(あ)四九三六	窃盗	島田健之助	六・二四	一	棄却	三一
昭和二八年(あ)四九七一	地方税法違反、公印章偽造同行使	丸和復興株式会社外一名	六・二四	一	棄却	三五

昭和二八年(あ)五〇七三	職業安定法違反	大河原堅	六・二四	一	棄却	四一
昭和二八年(あ)五〇九八	窃盗	大坪正義	六・二四	一	棄却	四四
昭和二八年(あ)五一三一	食糧管理法違反、業務上横領	白井潔	六・二四	一	棄却	四七
昭和二八年(あ)五二三〇	公務執行妨害、傷害	李貞吉	六・二四	一	棄却	五一
昭和二八年(あ)五二五七	職務強要	上野主一外三名	六・二四	一	棄却	五五
昭和二八年(あ)五三一〇	詐欺、有価証券偽造行使	藤川穂秋	六・二四	一	棄却	六九
昭和二八年(あ)五三五七	窃盗	西岡昭外一名	六・二四	一	棄却	七二
昭和二八年(あ)五四六三	食糧管理法違反	小山種三郎	六・二四	一	棄却	七八
昭和二八年(あ)五五三五	公職選挙法違反	桑波田虎男外七名	六・二四	一	棄却	八三
昭和二八年(あ)五五六六	窃盗	北風憲司	六・二四	一	棄却	八七
昭和二八年(あ)五五九五	名誉毀損、京都府屋外広告物条例違反	沢村秀夫	六・二四	一	棄却	九一

昭和二八年(あ)五六三四	傷害	杉田満	六・二四	一	棄却	九五
昭和二八年(あ)五六六一	古物営業法違反	久野春之助	六・二四	一	棄却	九九
昭和二九年(あ)九三	常習賭博	早田吾郎外一名	六・二四	一	棄却	一〇二
昭和二九年(あ)一〇七	窃盗	高内作男外一名	六・二四	一	棄却	一〇七
昭和二九年(あ)一五七	有価証券偽造、偽造有価証券行使、詐欺、横領	梶川清吉	六・二四	一	棄却	一一三
昭和二九年(あ)二一一	強制猥褻致傷	名達司	六・二四	一	棄却	一一六
昭和二九年(あ)二一七	強盗殺人	五十嵐寅吉	六・二四	一	棄却	一二四
昭和二九年(あ)三三七	公職選挙法違反	黒沢三吉	六・二四	二	棄却	一三五
昭和二九年(あ)三五〇	食糧管理法違反	後藤政夫	六・二四	一	棄却	一三八
昭和二九年(あ)三九四	傷害、恐喝、銃砲刀剣類等所持取締令違反	藤岡秋年	六・二四	一	棄却	一四一
昭和二九年(あ)四一五	詐欺	荒木新八	六・二四	一	棄却	一四九

昭和二九年(あ)	四三一	詐欺、横領	村田義雄ことり林	六・二四	一	棄却	一五五
昭和二九年(あ)	四八九	横領	伊藤正明	六・二四	一	棄却	一六一
昭和二九年(あ)	四九二	賍物故買	長岡啓一	六・二四	一	棄却	一六四
昭和二九年(あ)	五〇〇	傷害	関口清	六・二四	一	棄却	一六六
昭和二九年(あ)	五一〇	鉄道営業法違反、公務執行妨害	栗栖主税	六・二四	一	棄却	一七八
昭和二九年(あ)	五二〇	背任	今井晃照	六・二四	一	棄却	一八九
昭和二九年(あ)	五六〇	詐欺、横領	小野原義夫	六・二四	一	棄却	一九四
昭和二九年(あ)	五七五	殺人	新井精進ことり朴致根	六・二四	一	棄却	一九七
昭和二九年(あ)	五七七	私文書偽造同行使、有価証券虚偽記入同行使、公正証書原本不実記載詐欺、窃盗	西津豊	六・二四	一	棄却	二〇一
昭和二九年(あ)	五八七	業務上横領	国重直人	六・二四	一	棄却	二〇六
昭和二九年(あ)	五九二	銃砲刀剣類等所持取締令違反、覚せい剤取締法違反	馬場千太郎	六・二四	一	棄却	二二二

昭和二九年(あ)	五九五	公職選挙法違反	水野上和一	六・二四	一	棄却	二二五
昭和二九年(あ)	六六一	詐欺、横領	亀井一郎	六・二四	一	棄却	二二九
昭和二九年(あ)	六八六	詐欺、住居侵入、公務執行妨害	荒木誠	六・二四	一	棄却	二三四
昭和二九年(あ)	七六六	恐喝、窃盗	相川満次郎	六・二四	一	棄却	二三八
昭和二九年(あ)	八四一	詐欺、横領	那賀山元久	六・二四	一	棄却	二四二
昭和二九年(あ)	八五一	窃盗	文益俊	六・二四	一	棄却	二四八
昭和二九年(あ)	九六〇	公職選挙法違反	増子忠二	六・二四	一	棄却	二五五
昭和二九年(あ)	九七一	窃盗、詐欺、横領	薬師寺朝生	六・二四	一	棄却	二五八
昭和二九年(あ)	一一三七	公職選挙法違反	奥山賢蔵外三名	六・二四	一	棄却	二六三
昭和二九年(あ)	一一八九	詐欺	平野豊吉ことり李根培	六・二四	一	棄却	二六五
昭和二七年(あ)	六一五五	関税法違反	矢野嘉六外九名	六・二五	二	棄却	二七〇

昭和二七年㋐一〇九四	詐欺、同未遂	高橋正二	六・二五	一	棄却	二七五

目次（刑事決定）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年㋐六六二七	窃盗	趙春樹	昭和二九年六・二九	三	棄却	一
昭和二七年㋐六六八四	酒税法違反	李（香村勇吉ことと）在道	六・二九	三	棄却	六
昭和二八年㋐一八	食糧管理法違反	森岡理雄	六・二九	三	棄却	九
昭和二八年㋐四一五	関税法違反	西川武（外一名）	六・二九	三	棄却	一三
昭和二八年㋐六七九	背任、詐欺	池田賀男	六・二九	三	棄却	一八
昭和二八年㋐六八五	窃盗、横領、傷害	池田恵四郎	六・二九	三	棄却	二一
昭和二八年㋐七二六	私文書偽造行使、公正証書原本不実記載、傷害	多田一吉	六・二九	三	棄却	二四
昭和二八年㋐五四七四	詐欺、公文書偽造、同行使、詐欺	野本吉松（外一名）	六・二九	三	棄却	二八
昭和二九年㋐一一八	恐喝	富永一男	六・二九		棄却	三四

昭和二九年(あ)	一一八	恐喝	富永一男	六・二九	三	三棄却	三四
昭和二九年(あ)	二〇五	窃盗	渡沢守	六・二九	三	三棄却	三七
昭和二九年(あ)	五二二	窃盗	野尻広治 外一名	六・二九	三	三棄却	四〇
昭和二九年(あ)	五二四	賍物牙保	清水幸太郎	六・二九	三	三棄却	四八
昭和二九年(あ)	六六九	業務上横領	竹本久雄	六・二九	三	三棄却	五三
昭和二九年(あ)	七一一	公職選挙法違反	長谷川三知	六・二九	三	三棄却	六〇
昭和二九年(あ)	七二四	賍物故買	任貞彬	六・二九	三	三棄却	六四
昭和二九年(あ)	七四〇	窃盗	片倉ふみ	六・二九	三	三棄却	六八
昭和二九年(あ)	七五一	窃盗	西沢久夫 外一名	六・二九	三	三棄却	七二
昭和二九年(あ)	七六九	窃盗	大野助三郎	六・二九	三	三棄却	七六
昭和二九年(あ)	七七一	殺人未遂	荒井または光田英時こと鄭英時	六・二九	三	三棄却	八〇

昭和二九年(あ)	九一九	麻薬取締法違反	温鉦和	六・二九	三	三棄却	八四
昭和二九年(あ)	九七四	有価証券変造行使詐欺未遂	西原こと韓景俊	六・二九	三	三棄却	八七
昭和二九年(あ)	一一〇三	窃盗	土谷嘉行	六・二九	三	三棄却	九三
昭和二九年(あ)	一〇〇四	外国為替及び外国貿易管理法違反	伊藤信一	六・二九	三	三棄却	九七
昭和二九年(あ)	一〇三七	覚せい剤取締法違反	大原こと秦君錫	六・二九	三	三棄却	一〇五
昭和二九年(あ)	一〇四九	公職選挙法違反	鵜飼高義 外一名	六・二九	三	三棄却	一〇九
昭和二七年(あ)	五〇二五	詐欺	愛田春男	六・三〇	二	二棄却	一一九
昭和二九年(あ)	五六八九	常習賭博	高部実次郎 外一名	六・三〇	二	二棄却	一二三
昭和二七年(あ)	六五一八	賍物故買	西村政治	六・三〇	二	二棄却	一二七
昭和二七年(あ)	六五二六	窃盗、賍物運搬	下幸茂 等	六・三〇	二	二棄却	一三〇
昭和二八年(あ)	五〇四	横領	米丸喜態	六・三〇	二	二棄却	一三五

昭和二八年(あ)六三二	賍物牙保	渋谷清蔵	六・三〇	二	棄却	一四五	
昭和二八年(あ)六六〇	名誉毀損	高橋きせ	六・三〇	二	棄却	一四八	
昭和二八年(あ)八五七	暴行、道路交通取締法違反	石井保	六・三〇	二	棄却	一五二	
昭和二八年(あ)四四六二	公職選挙法違反	植木和	六・三〇	二	棄却	一五五	
昭和二八年(あ)四四七六	公職選挙法違反	清水八十治	六・三〇	二	棄却	一五八	
昭和二九年(あ)二〇〇	覚せい剤取締法違反	文岩こと文完培	六・三〇	二	棄却	一六二	
昭和二九年(あ)七三二	住居侵入、強盗、窃盗	土屋好高	六・三〇	二	棄却	一六九	
昭和二九年(あ)八四四	業務上横領、強盗殺人、同未遂	小堀藤市	六・三〇	二	棄却	一七二	
昭和二九年(あ)九〇〇	窃盗	加藤国之助	六・三〇	二	棄却	二一〇	
昭和二九年(あ)九三二	業務上横領、詐欺	三平操外一名	六・三〇	二	棄却	二一四	
昭和二九年(あ)一〇一五	業務上横領、詐欺	岡忠蔵	六・三〇	二	棄却	二二〇	

昭和二九年(あ)一〇七〇	詐欺、横領	松井正市	六・三〇	二	棄却	二二三	
昭和二九年(あ)一一五五	覚せい剤取締法違反	石橋ちゑ子	六・三〇	二	棄却	二三二	
昭和二八年(あ)一一六九	詐欺	大久保武信	六・三〇	二	棄却	二三五	
昭和二九年(あ)一一八四	詐欺	中井嘉一	六・三〇	二	棄却	二三九	
昭和二九年(あ)一一九四	公職選挙法違反	朝生力外二名	六・三〇	二	棄却	二四七	
昭和二九年(あ)一二一一	殺人、現住建造物放火	川島平光	六・三〇	二	棄却	二五一	
昭和二九年(あ)一二一七	恐喝	中島四郎次	六・三〇	二	棄却	二五四	
昭和二九年(あ)一二二二	外国為替及び外国貿易管理法違反	彭双和	六・三〇	二	棄却	二五八	
昭和二九年(あ)一二二五	賍物牙保	原田石五郎	六・三〇	二	棄却	二六二	
昭和二九年(あ)一二三五	覚せい剤取締法違反	長原哲友、張秀一又は長岡誠二こと金英一	六・三〇	二	棄却	二六六	
昭和二九年(あ)一二四一	賍物故買	西崎勇	六・三〇	二	棄却	二六九	

目次（刑事雑）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
再審請求						
昭和二九年(き)七	強盗殺人死体遺棄	荒勝巳	昭和二九年六・二二	三	棄却	一
昭和二九年(き)八	公職選挙法違反	手島誠一	六・三〇	一	棄却	七
判決訂正						
昭和二九年(み)二二	窃盗	小西健次こと堀元正	六・一	三	棄却	一〇
昭和二九年(み)一八	傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反	鈴木政太	六・八	大	棄却	一四
昭和二九年(み)一九	傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反	日向和夫	六・八	大	棄却	一六
昭和二九年(み)二三	窃盗	高橋久男	六・一五	三	棄却	一八
昭和二九年(み)二四	強盗強姦、窃盗	小田島裕	六・二二	三	棄却	二四

昭和二九年(あ)一二四五	覚せい剤取締法違反	平国男	六・三〇	二	棄却	二七二
昭和二九年(あ)一五三五	食糧管理法違反	池田源一外二名	六・三〇	二	棄却	二八二

昭和二九年(み)	二六	窃盗	篠田三郎	六・三〇	二	棄却	二六
昭和二九年(み)	二七	傷害致死	木原三助こと金錫詰	六・三〇	二	棄却	二八
特別抗告							
昭和二九年(し)	二〇	殺人	鈴木武男	六・一五	三	棄却	三〇
昭和二九年(し)	二七 三〇	勾留期間更新決定に対する特別抗告の申立	中谷高男	六・一八	二	棄却	三六
昭和二七年(し)	三三	傷害	金山正気こと金正気	六・三〇	二	棄却	四四
昭和二八年(し)	七〇	公職選挙法違反	北川次男	六・三〇	二	棄却	四八
昭和二九年(し)	一八	異議申立に対する棄却決定に対する特別抗告の申立	吉川孫一	六・三〇	一	棄却	五四
昭和二九年(し)	二二	公職選挙法違反	大滝ぎん	六・三〇	二	棄却	五七
昭和二九年(し)	二四	強盗未遂	佐野宗鎮こと柳宗鎮	六・三〇	二	棄却	六二
訴訟費用							

昭和二八年(あ)	五四〇八	殺人	加藤喜代和	六・一	三	負担	六四
昭和二九年(せ)	二二三	強盗傷人、窃盗	中野公夫	六・一	三	棄却	六五
昭和二九年(せ)	二四四	強盗未遂	山田直一	六・三	一	免除	六六
昭和二九年(せ)	二四七	窃盗	滝井繁次郎	六・三	一	免除	六七
昭和二九年(せ)	八四六	傷害	大野徹	六・五	一	負担	六八
昭和二九年(せ)	二二一	強姦致傷	森田常彦	六・八	三	免除	六九
昭和二九年(せ)	二五九	傷害、強盗	末広悟	六・一〇	一	却下	七〇
昭和二九年(せ)	二六五	殺人	小林岩吉	六・一〇	一	却下	七一
昭和二九年(せ)	二六六	業務上横領	東松良雄	六・一〇	一	却下	七二
昭和二九年(あ)	四六〇	窃盗	孝一こと沢田高一	六・一一	二	負担	七三
昭和二九年(せ)	二二九	強制猥褻致傷	外崎秀雄	六・一五	三	棄却	七五

昭和二九年(せ)	二五一	強盗殺人	豊田長生	六・一五	三	免除	七六
昭和二九年(せ)	二五六	詐欺、有印公文書偽造、同行使	南宗太郎	六・一五	三	棄却	七七
昭和二九年(せ)	二四五	詐欺	宮奥清一郎	六・一六	二	免除	七八
昭和二九年(せ)	二四二	窃盗	宮西正信	六・二二	三	免除	七九
昭和二九年(せ)	二五四	窃盗	稔こと高田実	六・二二	三	免除	八〇
昭和二九年(せ)	二六一	強盗致死	李国興	六・二二	三	免除	八一
昭和二九年(せ)	二八〇	窃盗	長合友長	六・二五	二	免除	八二
昭和二九年(せ)	二八五	詐欺	鈴木常吉	六・二五	二	免除	八三
昭和二九年(せ)	二一七	窃盗	中村市郎	六・二九	三	棄却	八四
昭和二九年(せ)	二六七	強要、窃盗	黒川義隆	六・二九	三	免除	八五
昭和二九年(せ)	二七〇	常習累犯窃盗	吉田義助	六・二九	三	棄却	八六

昭和二九年(せ)	二七八	横領	光野輝三こと東輝三	六・一九	三	棄却	八七
昭和二九年(せ)	二六九	強盗	嫁田武雄	六・三〇	二	免除	八八
昭和二九年(せ)	二八九	詐欺窃盗	成田要三	六・三〇	二	免除	八九
昭和二九年(す)	二二七	詐欺	斎藤繁	六・一五	三	棄却	九〇
昭和二九年(す)	二三一	再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告に対する決定	肥後享	六・一五	三	棄却	九一
昭和二九年(す)	二三二	窃盗	佐々木光信	六・二二	三	棄却	九六
昭和二九年(す)	二三九	窃盗	村山留次	六・二二	三	棄却	一〇〇
昭和二九年(す)	二三三	爆発物取締罰則違反、激発物破裂	江藤徹	六・二九	三	棄却	一〇二
昭和二九年(す)	二五一	業務上横領	金子正蔵	六・三〇	三	棄却	一〇六

決定訂正

雑事件

昭和二八年(あ)五六二一	騒擾指揮助勢	新田相途こと金三用	六・四	二	棄却	一〇九
昭和二六年(れ)二一七八	電気事業法違反	佐藤正男	六・二三	二	棄却	一一一
昭和二八年(あ)四三九五	外国通貨偽造	山本金太郎こと朴禹先	六・二九	三	棄却	一一三

目次（刑事不成立）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二九年(あ)二三六	横領	山本忠	昭和二九年六・二	二	棄却	一
昭和二九年(あ)八七二	業務上横領・詐欺	松山博至	六・二	二	棄却	三
昭和二九年(あ)一一五二	酒税法違反	吉田フミノ	六・二	二	棄却	五
昭和二九年(あ)八〇八	窃盗	森敏夫	六・四	二	棄却	七
昭和二九年(あ)二四〇	窃盗	萩原茂美	六・五	一	棄却	九
昭和二七年(あ)六七四三	臨時物資需給調整法違反	精吾こと武藤三吉	六・八	三	棄却	一一
昭和二九年(あ)一〇九一	恐喝	鎌田幸雄	六・一〇	一	棄却	一三
昭和二九(あ)年一一九九	たばこ専売法違反	楠木稔	六・一〇	一	棄却	一五
昭和二九年(あ)一三二三	窃盗未遂	松本勝男こと姜徳寿	六・一〇	一	棄却	一七

昭和二九年(あ)一三五九	覚せい剤取締法違反	甲藤梅子	六・一〇	一	棄却	一九
昭和二九年(あ)一三四九	公職選挙法違反	白鳥毅	六・一一	二	棄却	二一
昭和二九年(あ)一三六〇	覚せい剤取締法違反	津山健二こと梁琥卓	六・一一	二	棄却	二三
昭和二九年(あ)一三九九	窃盗	憲介こと烏谷隆博	六・一一	二	棄却	二五
昭和二九年(あ)二七三	窃盗	深山晃	六・一五	三	棄却	二七
昭和二九年(あ)一三〇四	公職選挙法違反	石川孝之	六・一六	二	棄却	二九
昭和二八年(あ)五一五四	関税法違反	日下部静江こと姜順姫	六・二一	一	棄却	三一
昭和二九年(れ)六	暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲火薬類取締法違反	山口昌訓	六・三〇	三	棄却	三三
昭和二八年(あ)四六八六	外国為替及び外国貿易管理法違反	安川進、安田進こと安楽進	六・三〇	三	棄却	三五
昭和二九年(あ)六四一	酒税法違反	伊藤進	六・三〇	三	棄却	三七
昭和二九年(あ)六六三	公職選挙法違反	横道藤十郎	六・三〇	三	棄却	三九

昭和二九年(あ)六七二	たばこ専売法違反	松川秋男	六・三〇	三	棄却	四一
昭和二九年(あ)八〇〇	公職選挙法違反	大塚隆	六・三〇	三	棄却	四三
昭和二九年(あ)八三二	麻薬取締法違反	酒井幸太郎	六・三〇	三	棄却	四五
昭和二九年(あ)八八一	窃盗	松永龍太郎こと高橋正利	六・三〇	三	棄却	四七
昭和二九年(あ)九五三	公職選挙法違反	佐藤末治郎	六・三〇	三	棄却	四九
昭和二九年(あ)九八四	公職選挙法違反	清水倉太	六・三〇	三	棄却	五一
昭和二九年(あ)一〇〇二	窃盗	安江清一郎	六・三〇	三	棄却	五三
昭和二九年(あ)一〇四九	公職選挙法違反	井崎清一	六・二九	三	棄却	五五
昭和二九年(あ)一一七二	重過失傷害	河野光雄	六・二九	三	棄却	五七
昭和二九年(あ)一一七六	公職選挙法違反	佐々木愿	六・二九	三	棄却	五九
昭和二九(あ)七四四	横領、窃盗	金井治三郎	六・三〇	二	棄却	六一

昭和二九年㈹一五四六	公職選挙法違反	鈴木光太郎	六・三〇	二	棄却